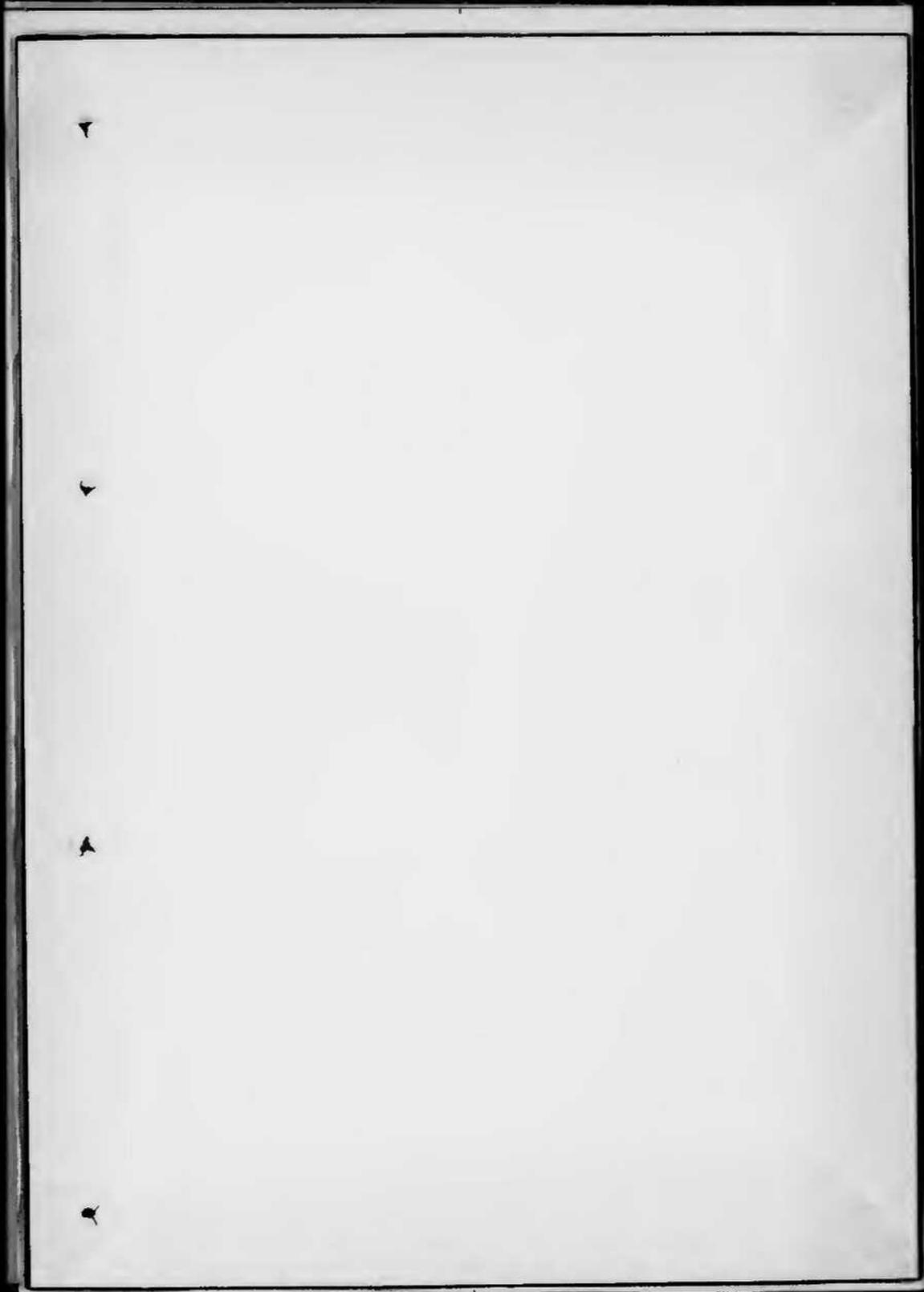




内務省沿革資料(五部)

(寮局)歴代内務大臣調

国立公文書館	
分類	自治省 ④8
排架番号	3 A
	13-9
	299



60

裏面白紙

裏面白紙

左記寮局ノ沿革ヲ略述ス

勸業寮、警保寮、戸籍寮、驛遞寮、土木寮、地理寮、本省分課、  
衛生局、準刻局、圖書寮、庶務局、社寺局、會計局、博物館、  
山林局、監獄局、勸商局、取調局

内務省

規格 B. 5

勸業寮

沿革（内務省第一次年報節録）

大政維新ノ後朝廷勿ニ民業ヲ勸メ物産ヲ開クヲ以テ時務ノ急トナシ、明治二年四月八日始メテ民部官ヲ置キ開墾物産等ノ事務ヲ處辨セシメ、五月三日官中更ニ開墾局ヲ設ケ六月二十三日民部大藏兩省ヲ併置シ以テ民政ヲ管理ス、三年八月兩省分割ニ際シ物産開墾種藝等ノ事務ヲ民部ニ屬ス、四年正月二十日大藏省通商司ノ主掌セル牧畜ノ事務ヲ以テ民部ニ屬ス、七月二十七日民部省廢セラレ大藏省中ニ勸業司ヲ置カル、八月十日司ヲ改シテ三等寮トナシ尋テ勸農寮ト改稱ス、五年十月九日勸農寮ヲ廢シ

内務省

租稅寮ノ外部課中ニ屬シ幾クモナク勸業課ノ設ケアリ、  
七年一月九日内務省中勸業寮ヲ置ク  
而テ其ノ分課左ノ如シ

農務課、商務課、工務課、編纂課及寮頭付書記

明治八年九月二十四日寮中規程ヲ改正シ更ニ課ヲ設ケ第  
一課ヨリ第十課及寮頭付書記トナス

明治九年九月各課掛ヲ更正シ處務條例ヲ定ム

農務課、工務課、農學課、庶務課、編纂課、主計課、寮  
頭書記

明治十年一月十一日勸業寮ヲ廢シテ勸業局ヲ置ク

明治十年十二月勸業局處務假條例ヲ定メ分課左ノ如シ

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

勳植課、製造課、農學課、報告課、庶務課、局長書記

明治十三年三月分課ヲ更正ス

本務課、報告課、陸産課、水産課、製造課、地質課、算  
査課、庶務課、局長付書記

明治十四年四月七日農務局ヲ廢シ其事務ヲ農商務省ニ屬  
セシム

裏面白紙

内務省

警保寮

明治七年一月九日大政官布告第一號ヲ以テ司法省ヨリ分  
離内務省ニ附屬ス

明治七年一月十四日職制及事務章程ヲ定ム

主管、警保寮ハ人民ノ凶害ヲ豫防シ其ノ權利ヲ保守シ其  
健康ヲ看護シテ營業ニ安ジ生命ヲ保全セシムル等行政警  
寮ニ屬スル一切ノ事務ヲ管理ス

(分課ノコト不明)

明治九年一月十二日職制章程ヲ改正シ左ノ分課トス

立案課

書記課

内務省

規格 B 5

裏面白紙

受付課

計算課

明治九年四月十七日寮ヲ廢シテ局ヲ置キ適宜掛ヲ設ケ事務ヲ處理ス

明治九年十月十七日囚獄懲役場等ノ營繕ノ事務ヲ警保局ニ管セシム

明治十年一月十一日警保局ヲ廢シテ警視局ヲ置ク  
明治十一年一月二十一日擔當事務及處務順序ヲ定ム

本局ハ各地方ノ警察ニ係ル一切ノ事務ヲ調査ス（全國概行  
政警察並ニ監獄ノ施設ヲ含ム）

事務ヲ分ツテ左ノ四部トナシ各其掛ヲ置ク

裏面白紙

内務省

庶務掛、獄事掛、計算掛、受付掛  
 明治十二年七月十一日獄事掛ヲ廢シ其ノ事務ヲ監獄局ニ  
 屬ス  
 明治十二年八月十六日編纂掛ヲ置キ擔當事務條款ヲ修正ス  
 明治十二年八月十六日事務擔當ヲ改正シ左ノ四部ニ分チ  
 各其掛ヲ置ク  
 庶務掛  
 編纂掛  
 計算掛  
 受付掛  
 明治十四年一月十四日警視局ヲ廢シ警保局ト改稱ス

内務省

規格 B. 5

裏面白紙

明治十四年一月三十一日處務順序ヲ定メ左ノ五課トス

庶務課

安寧課

編纂課

會計課

受付課

明治十七年三月欠日處務分課ヲ定ム

第一課。左ノ四掛ヲ置ク

調査掛、會計掛、編纂掛、受付掛

第二課。左ノ四掛ヲ置ク

集會掛

裏面白紙

内務省

秘書課。

新聞檢閱掛  
圖書檢閱掛

明治十八年七月十八日事務分課條款ヲ更改ス  
庶務課、秘書掛、往復掛

第一部

調査課。

計算課。警察費掛、獄費掛

編纂課。計表掛、編輯掛、翻譯掛

第二部

保安課。新聞掛、集會掛、圖書掛

内務省

規格 B 6.

裏面白紙

第三部

獄務課。 獄務掛、監査掛

明治十九年二月二十六日勅令第二號ヲ以テ警保局官制ヲ  
定メ左ノ三課ヲ置ク

警務課

保安課

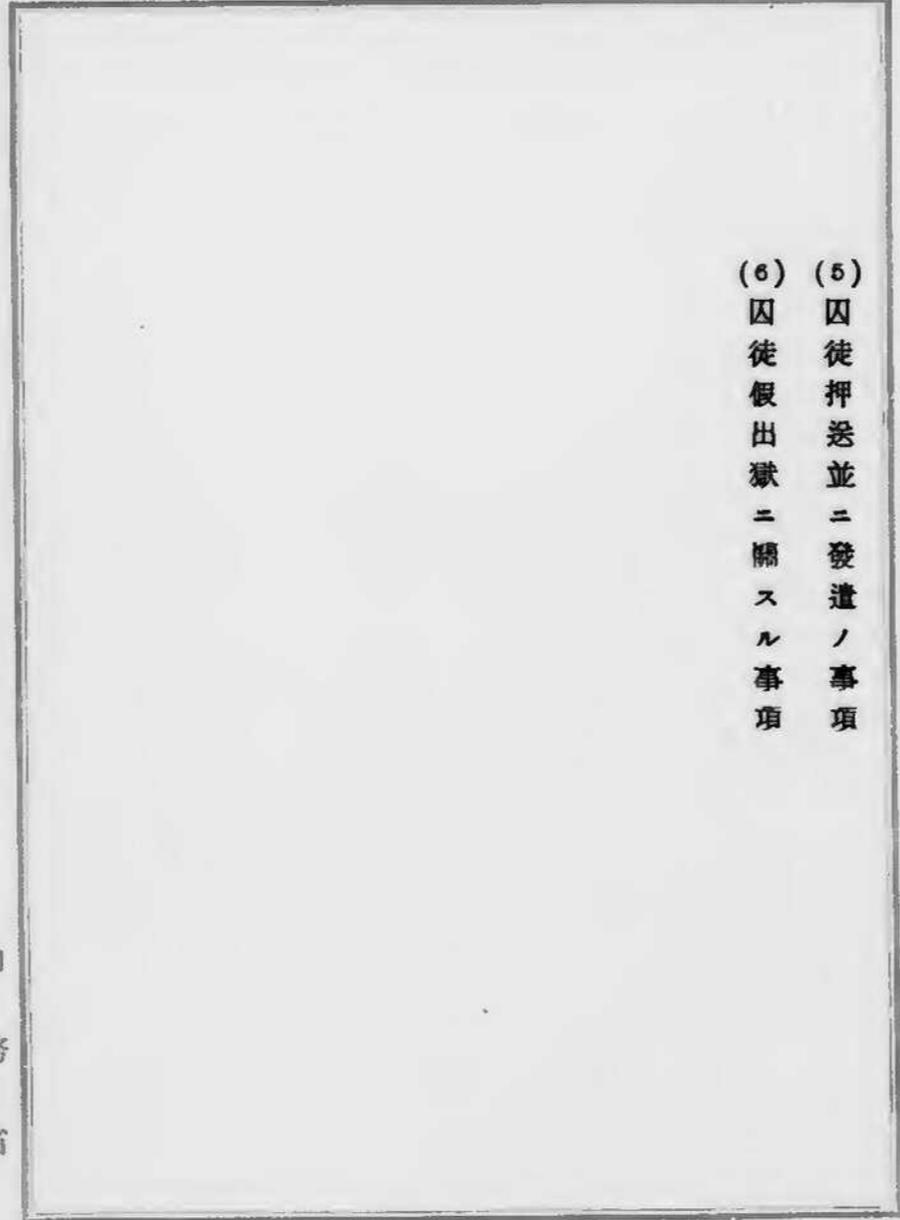
監獄課 監獄課ニテ左ノ事務ヲ掌ル

- (1) 監獄ノ管理ニ關スル事項
- (2) 監獄官吏ノ職務ニ關スル事項
- (3) 監獄費ニ關スル事項
- (4) 監獄建築ニ關スル事項

内務省

規格外五

裏面白紙



- (5) 囚徒押送並ニ發遣ノ事項
- (6) 囚徒假出獄ニ關スル事項

内務省

規格 B 5

裏面白紙

戸籍寮

沿革（内務省第一次年報節録）

明治二年四月八日民部官ヲ置カレ戸籍ノ事務ヲ總判セシム、民部官ヲ廢シ民部省ヲ置カレシ中全國人口戸數ヲ詳明スルノ職制ヲ定ム、即民部省中ニ地理司ヲ置キ司中戸籍掛ヲ設ケ專ラ戸籍事務ヲ管掌セシム、四年四月二十四日府藩縣一般戸籍法改正ノ舉アリ、七月二十七日民部省ヲ廢シ大藏省中更ニ戸籍司ヲ置キ戸貫屬社寺聽訟ノ事務ヲ管掌セシム、八月十日更ニ戸籍寮ト改稱シ華士族卒祿高及人名等ノ調方ヲ發令セリ、九月寮中聽訟ノ事務ヲ分テ本省ノ直管トナシ五年三月寮中社寺ノ事務ヲ割テ教部

内務省

規格 R. 5.

裏面白紙

省ノ所管トス、六年十一月十日内務省ヲ置カレ戸籍寮之  
 ニ屬シテ戸籍、教育、喪典ノ事務ヲ管掌ス、分課左ノ如  
 シ（明治七年一月十三日）  
 戸籍課、喪典課、教育課  
 明治七年十一月二十八日編纂課ヲ設ク  
 明治八年十月三日分課規定ヲ改正ス  
 戸籍課、教育課、編纂課、庶務課  
 明治九年四月十七日  
 戸籍寮ヲ廢シテ戸籍局ヲ置ク  
 明治十年一月分務規程ヲ設ク  
 戸籍掛、民産掛、編纂掛、諸務掛ノ四掛トナス

内務省

規格 B. 6.

裏面白紙

明治十二年一月三十一日各掛ヲ改正ス  
 校案掛、人事掛、財産掛、戸籍掛、編纂掛、諸務掛ノ六  
 掛トス  
 明治十五年六月六日更ニ分任假則ヲ定ム  
 戸籍掛、賞惠掛、編纂掛、諸務掛ノ四掛トス  
 明治十九年一月十六日  
 戸籍局ヲ廢シ總務局中戸籍課ヲ置ク

内務省

規程 11. 5.

裏面白紙

驛遞寮

沿革

驛遞ノ事務ハ初メ民部省內驛遞司ニ於テ所管セシガ明治四年八月十日大藏省內ニ驛遞寮ヲ置キ之ヲ所管セシム明治七年一月九日內務省置カルルニ當リテ大藏省ヨリ內務省ニ移管セラレ

分課左ノ如シ（移管ノ際ハ大藏省所管當時ト同様ナリ）  
 庶務課、郵便課、船舶課、會計課ノ四課ト二十掛

分課改正（明治九年一月三十一日）  
 郵便規畫課、郵便調整課、郵便發着課、外國郵便課、管船課、諸務課、郵便爲替課、貯金預課、會計課、翻譯課ノ十課トス

內務省

規格 B. 5.

裏面白紙

明治十年一月十日驛遞寮ヲ廢シ同年同月十九日驛遞局ヲ  
置ク

明治十一年六月廿日分課ヲ改ム

發着課、郵便規畫課、郵便調整課、外國文書課、庶務課、  
管船課、郵便爲替課、集計課、貯金課

明治十四年四月七日農商務省ニ移管セララル

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

土木寮

土木寮ハ初メ大藏省ノ所管ナリシガ明治七年一月布告第一號ヲ以テ内務省ニ屬シ十年一月土木局ト改稱ス  
引繼ノ際ニ於ケル事務章程等ハ從前通りナリシガ

明治九年一月二十九日土木寮職制及事務章程改正セラレ  
タリ

土木寮ハ道路、橋梁、堤防等ノ造築修繕ノ事ヲ掌ル其ノ  
事務ヲ分チテ二課トス

専務課、諸務課

明治十七年六月二十七日

本局事務ハ左ノ三課ニ分ツ

裏面白紙

内務省

庶務課、工務課、會計課

(備考)本局事務章程ハ明治九年一月舊土木寮ニ於テ改正當時分課ヲ専務、庶務ノ二課ニ分タル、明治十年一月廢寮置局ニ際シテモ章程ハ舊ニ依ル、然ルニ明治十五年三月ニ至リ土木、工費、會計、當局主務ト定メテラレタルニ付始メテ會計ノ一課ヲ増置セリ

明治十七年六月三十日

疏水課ヲ置ク

(備考)疏水課ハ十七年六月二十六日農商務省ヨリ移管サル

明治十八年七月一日各部事務取扱手續ヲ改ム

土木局事務分掌左ノ如シ

内務省

裏面白紙

庶務課、第一部調査課ハ工事課

第二部調査課ハ工事課

第三部調査課ハ出納課、製圖課

明治十九年一月十六日改正

治水課、道路課、計算課、局長付書記

明治十九年二月十六日改正

治水課、道路課、營繕課、計算課、局長付書記

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

地理寮

事務章程

地理寮ハ全國州郡村里ノ經界山林原野沼池河海區別ノ事務ヲ掌ル

左ノ如ク事務ヲ分掌ス（明治七年二月）

稅地、木石、計算、諸務、圖書ノ五課及文書、受付ノ二係ヲ置ク

明治七年八月欠日分課改正

- |     |     |     |         |
|-----|-----|-----|---------|
| 第一部 | 地籍課 | 第二部 | 地誌課     |
| 第三部 | 量地課 | 第四部 | 山林課     |
| 第五部 | 會計課 | 第六部 | 諸務課、文書掛 |

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

明治九年一月二十九日事務章程改正  
 地理寮ハ土地調査、森林ノ保護、國郡村市ヲ廢置スル等  
 ノコトヲ掌ル其事務ヲ分チテ六課トス  
 地籍課、量地課、山林課、會計課、諸務課、文書課  
 明治十年一月十三日各課ヲ改メ五課ヲ置ク

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

本省分課

明治七年一月十日本省ニ六課ヲ置ク

記録課、職務課、往復課、受付課、庶務課、用度課

明治七年十一月十五日各課ヲ廢シ更ニ左ノ通り局課ヲ開

設セリ

第一局

第一課 職務

第二課 内書記

第三課 外書記

第二局

第一課 囚獄、懲役

内務省

説帖 B. 5.

裏面白紙

第二課	庶務
第三課	琉球
第三局	
第一課	圖書
第二課	編纂
第三課	経譯
第四局	
第一課	検査、精算、傳票
第二課	出納
第三課	用度、修繕

明治八年五月三十日各局ヲ廢シ更ニ六局ヲ開設セリ

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

第一局	諸務
第二局	記録
第三局	編譯
第四局	用度
第五局	主計
第六局	博物館
卿輔附屬書記、職務、往復ノ二掛ヲ置ク	

内務省

規格 Ⅱ. 5.

裏面白紙

衛生局

衛生局ヲ置ク。明治八年七月二十五日

第七局ヲ廢シ更ニ衛生局ヲ設置ス、事務取扱ハ是迄通りトス

分課

本局事務ノ要領ヲ分テ左ノ五課トス

庶務、製表、賣藥、種痘、出納

明治九年四月廿七日（内務卿達）

衛生局各課ノ稱ヲ廢シ更ニ掛ト改唱ス

庶務掛、製表掛、賣藥掛、種痘掛、出納掛

明治十三年四月日分課規定ヲ改正ス

内務省

裏面白紙

本局ノ事務ヲ分チテ四課トナス

庶務課、醫事課、統計課、計算課

明治十六年一月十一日衛生局長ヨリ達

本局ノ事務ヲ分チテ五課二掛トナス

保健課、醫事課、照査課、報告課、庶務課、書記掛、試

驗掛

明治十七年一月九日衛生局長達

本局ノ事務ヲ分チテ四課二掛トス

保健課、醫事課、統計課、會計課、編集掛、書記掛

裏面白紙

内務省

準刻局

準刻ノ事務ハ明治八年六月二十七日文部省ヨリ内務省第  
三局へ轉屬ス

準刻局處務順序假定（明治八年九月十五日）

第一條。準刻局ハ著譯圖書ノ出版ヲ勾檢シ其ノ板權免許  
ノ請願ヲ聽許シ之ヲ保護スルノ事務ヲ管理ス  
第二條。局中ノ事務ヲ分テ四項トス

検査掛

編纂掛

書籍掛

受付掛

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

明治八年十月二十五日準刻局ヲ廢止シ其ノ事務ヲ圖書寮  
ニ於テ管理ス

内務省

規格 B-6

裏面白紙

圖書寮

明治八年九月二十八日圖書寮ヲ置ク

圖書寮ハ古今ノ圖書記録ヲ保持シ官民ノ著譯、圖書及出

版ヲ管知スル等ノ事ヲ掌ル

明治八年十月二十五日準刻局ヲ廢止シ其ノ事務ヲ轉屬ス

明治九年一月十二日事務章程ヲ改正シ其ノ事務ヲ支分シ

三課トナス

編纂課

出版課

諸務課

明治九年四月十七日圖書寮ヲ廢止ス

裏面白紙

内務省

明治九年五月二日内務省達乙第五十二號ヲ以テ圖書局ヲ  
置ク  
明治十八年六月二十五日局ヲ廢シ總務局中圖書課ヲ置キ  
其ノ事務ヲ取扱シム

内務省

規格 B-5

裏面白紙

庶務局

明治八年五月三十日第二局第二課ヲ庶務課ト改ム

明治九年四月十七日庶務課ヲ改メテ庶務局トス

庶務局處務順序ヲ定ム（明治十二年八月七日假定）

第一款。議案掛

第二款。常務掛

第三款。編輯掛

第四款。受付掛

第五款。淨書掛

庶務局主管條件

一 府縣廳費及判任俸給ノ事

裏面白紙

内務省

一 府縣會地方稅規則ノ事

一 備荒儲蓄法ノ事

一 區町村會法ノ事

一 區町村協議費ノ事

一 府縣廳舍營繕ノ事

一 請願規則ノ事

一 徵發令ノ事

一 戒嚴令ノ事

右ノ外各局課ノ主務ニ非ラザル事件ヲ處分スルコト  
明治十八年六月二十五日縣治局ト改稱シ處務條令ヲ定ム

内務省

裏面白紙

内務省庶務課

明治七年一月十一日置ク、同年十一月十五日各局課ヲ改  
置シ第一局トナス  
當課ハ制限ノ主任トナシト雖モ凡ソ省中各寮ノ主任ニ非  
ラザル事件ハ一切擔當シテ之ヲ調査商量スル所ナリ

内務省

規格 R 5

裏面白紙

## 社寺局

明治十年一月十一日大政官布告第四號ヲ以テ教部省廢止セラレ、其ノ所管事務ハ内務省ニ移管セラル

明治十年一月廿日内務省乙第二號達ヲ以テ内務省ニ社寺局ヲ置ク

社寺局ハ官社及一般神社、寺院及宗教ニ關スル事務ヲ管掌ス

明治十三年二月九日分課規定ヲ定メ五部トス

明治十六年十二月二十八日各部ヲ廢シテ三課トス

社務課、寺務課、庶務課

明治十八年六月二十五日處務條例ヲ改正シ三課ヲ廢シテ

内務省

裏面白紙

Y

丁

ノ

Y

Y

37

第一部 第二部ノ二部トナス

明治十九年一月十六日處務條例ヲ改正シ部ヲ廢シテ二課

トナス日神祇課、寺院課

明治十九年二月二十六日勅令第二號ヲ以テ社寺局官制ヲ

定メ神社課及寺院課ノ二課トナス

内務省

規格外. 5.

裏面白紙

會計局

沿革

内務省開廳ノ際用度課ヲ置ク、明治七年十一月十五日第  
 四局第三課トナリ、明治八年五月三十日第四局トナリ、  
 明治九年一月七日又用度課トナリ、明治九年四月十七日  
 之ヲ會計課ト改稱ス、同年同月同日主計課ヲ廢シ其ノ事  
 務ヲ會計課ニ合併ス

主管、省中一切ノ金穀ヲ検査、出納シ各寮局勘定帳ヲ調  
 査總括シ省中常用ノ物品ヲ購求配渡及諸官員月給旅費等  
 ヲ支給シ修繕及省中ノ取締等ノ事務ヲ擔任ス、因テ本課  
 ヲ分チテ三科トナシ科外ニ受付ヲ置ク

検査掛

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

出納掛

金穀交付掛

受付

明治十年一月十九日會計課ヲ會計局ト改稱ス

明治十四年五月欠日處務分課條規ヲ定メ左ノ各課掛トナス

検査課。 調査掛、豫算掛、傳票掛、簿記掛

出納課。

支給課。

用度課。 調度掛、營繕掛、省中取締掛、庶掛

文書課。 庶務掛、受付掛、記録掛

明治十六年七月四日會計局分課條規改正、左ノ分課トス

内務省

規格 B-5

裏面白紙

局長付書記。 書記掛、受付掛  
 検査課。 調査掛、督務掛  
 主計課。 豫算掛、決算掛、傳票掛  
 出納課。  
 收支課。 第一部、第二部、第三部  
 用度課。 調度掛、營繕掛、省中取締掛、物件掛  
 文書課。 庶務掛、報告掛、記録掛  
 明治十七年四月九日會計局分課條規更定、左ノ五課（十  
 一掛）ニ分ツ  
 一 庶務課。 書記掛、記録掛、受付掛  
 二 検査課。

内務省

規格 B. 6

裏面白紙

三 主計課。 收支掛、豫算掛、決算掛、傳票掛  
 四 出納課。  
 五 用度課。 調度掛、營繕掛、省中取締掛、廩掛  
 明治十八年六月二十五日  
 會計局分課更定、左ノ如シ  
 庶務課。  
 第一部  
   主計課  
   收支課  
 第二部  
   用度課

内務省

規格 B 5.

裏面白紙

41

營繕課

明治十九年一月十六日處務條例ヲ改正シ左ノ分課ヲナス

主計課。

用度課。

明治十九年二月二十六日勅令第二號ヲ以テ官制ヲ改正シ

左ノ分課ヲナス

出納課。

検査課。

用度課。

裏面白紙

内務省

博物館

溪園博覽會事務局ハ初メ大政官正院ノ所管ナリ、明治八  
 年三月三十日博物館ト改稱シ内務省ニ轉屬ス  
 明治八年四月四日内務省達ヲ以テ博物館ノ位置ヲ第四局  
 ノ次ト定ム  
 明治九年四月十七日博物館ヲ博物局ト改稱ス

内務省

規格 R 5.

裏面白紙

山林局

明治十二年五月十六日乙第二十一號ヲ以テ山林局ヲ置ク  
山林事務ハ初メ大藏省租稅寮地理課ノ所管タリ、内務省  
ヲ置クニ及ビテ地理寮ニ屬シ此ニ至リテ局トナル、明治  
十四年四月達第二十五號ヲ以テ農商務省ニ屬ス  
本局ノ分課左ノ通定ム

本課、官林課、文書課、官林作業課

明治十二年五月 日

本課、官林課、文書課、計算課、作業課ノ五課ヲ置ク

明治十二年六月六日

官林、作業二課ヲ廢シ更ニ左ノ五課ヲ置ク但植樹課ヲ計

内務省

規格 B 5

裏面白紙

算課ノ次ニ列ス  
 殖樹課、伐木課、運材課、運船課、出納課  
 明治十三年六月九日  
 殖樹、伐木、運材、運船、出納ノ五課ヲ廢ス  
 明治十四年四月七日官林事務ハ農商務省ニ屬ス

内務省

規格 B-5

裏面白紙

監獄局

監獄局ヲ置ク（明治十二年七月十一日）頁三八八

囚獄懲役等ノ事務ヲ管理セシム

（備考）

囚獄懲役ノ事務ハ内務建省以來庶務課ニ於テ之ヲ掌リ、  
 明治七年十一月十五日局課ヲ改置スルニ至リ第二局第一  
 課之ヲ掌リ、明治八年五月三十日再ビ各局ヲ改置スルニ  
 至リ第二局ヲ第一局トナシ第一局之ヲ掌リ、明治八年十  
 一月二十五日又警保寮ノ主管トナリ是ニ至リ局ヲ設ケ之  
 ヲ專管ス

其ノ後警視局所管トナリ居タルニ明治十二年七月十一日

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

府縣囚獄ノ事務及集治監ノ事務ヲ監獄局ヘ引渡スコトト  
ナレリ

(監獄局ノ職制及事務章程) 明治十三年十月六日

監獄局ハ一般ノ未決已決監ニ關スル各廳ノ申請ヲ調査シ

諸規則ヲ起草スルコトヲ掌ル、分課左ノ如シ

庶務、會計、計表、受付

内務省

規格 R. 5.

裏面白紙

## 勸商局

## 沿革（内務省第一次年報節録）

明治二年二月二十二日各開港場ニ通商司ヲ置キ貿易ノ事務ヲ管理セシメ之ヲ外國官ニ屬ス、五月十六日會計官ニ屬ス、六月二十三日民部大藏兩省ヲ設ケラレ合同シテ民政ノ諸務ヲ管理スルニ當リ民部ニ屬ス、三年八月九日兩省事務分離ノ時ニ方テ大藏省ニ屬ス、四年七月五日同司ヲ廢シ從來ノ事務ヲ同省庶務課ト租稅司商稅掛トニ分屬ス、二十七日租稅司ヲ改メテ租稅寮トナシ商稅掛ヲ雜部課ト改稱ス、後勸業寮ノ廢セラレ、ニ及ビテ其ノ事務ヲ雜部課ニ合シ之ヲ勸農課或ハ勸業課ト改稱スト雖モ商業

内務省

規格 R. 5.

裏面白紙

上ノ事務ニ至リテハ管理如故、七年一月内務省ニ勸業寮  
 ヲ置キ大藏省庶務課ニ屬スル商務ト勸業課ニ屬スル商務  
 トヲ移シテ其所管トス、九年五月十一日勸業寮ノ商務ヲ  
 分割シテ勸業局ヲ置ク  
 勸業局各掛擔當概則（明治九年五月日）  
 庶務掛兼書記  
 通商掛  
 考案掛  
 編纂掛  
 製品畫圖掛  
 報告掛

内務省

規格 11. 5.

裏面白紙

49

明治十一年十二月二十七日大政官達ニテ勸商事務ハ大藏  
省ニ移管、同年同月二十八日内務省達ニ第九十三號ヲ以  
テ勸商局廢止セララル。

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

取調局

明治十一年九月十一日取調局ヲ置ク  
 主管、凡ソ本省主管ノ事務ニ係ル諸文書諸廻議書ノ法制  
 規則ニ關スルモノヲ議批ス  
 明治十七年一月二十三日内務省達乙五號ヲ以テ取調局ヲ  
 廢止ス

内務省

規格 B-5.

裏面白紙

歴代内務大臣調

明治六年十一月二十九日

参議大久保利通ニ内務卿ヲ兼ネシム（明治政史第二〇六頁）

明治十一年五月十四日

大久保利通麴町區紀尾井町ニテ島田一郎等ノ爲メニ刺サル

明治十一年七月十五日

工部卿参議伊藤博文ニ内務卿ヲ兼ネシム（明治政史第三一四頁）

明治十三年二月二十八日

内閣ト諸省トノ分離行ハレ松方正義ニ内務卿ニ任ゼラル（明治政史第一三編第三

二五頁）

明治十四年十月二十一日

内閣参議ト各省行政長官トノ分任組織ヲ改メ再ビ兼任組織ノ制ニ復ス、参議山田  
顯義ニ内務卿ヲ兼ネシム（明治政史第一四編第三七七頁）

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

明治十六年十二月十二日

參議山縣有朋ニ内務卿ヲ兼ホシム（明治政史第一六編第四五七頁）

明治十八年十二月二十二日

太政大臣、左右大臣、參議、各省卿ヲ廢シ責任内閣ノ制ヲ定メ山縣有朋ヲ内務大臣ニ任ゼラル（近代日本史明治篇）

明治二十一年十二月二日

内務大臣山縣有朋歐洲諸國巡遊ヲ命ゼラル同月三日大藏大臣松方正義内務大臣兼任ヲ命ゼラル（近代日本史明治篇）

明治二十二年十二月二十四日

内務大臣山縣有朋内閣總理大臣兼内務大臣ニ任ゼラル

明治二十三年五月十七日

海軍大臣西郷從道内務大臣ニ任ゼラル（近代日本史明治篇）

明治二十四年六月一日

宮中顧問官品川彌二郎内務大臣ニ任ゼラル（近代日本史明治篇）

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

明治二十五年三月十一日

樞密院副議長副島種臣内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治二十五年六月八日

内閣總理大臣松方正義内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史明治篇）

明治二十五年七月十四日

農商務大臣兼司法大臣河野敏謙内務大臣兼司法大臣ニ任セラル（近代日本

史明治篇）

明治二十五年八月八日

井上馨内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治二十七年十月十五日

樞密顧問官對村靖内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治二十九年二月三日

司法大臣芳川顯正内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史明治篇）

裏面白紙

社會局

明治二十九年四月十四日  
板垣退助内務大臣ヲ命セラル（近代日本史明治篇）

明治二十九年九月二十日  
樺尾麟吉官制山愛紀内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治三十一年一月十二日  
芳川顯正内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治三十一年六月三十日  
板垣退助内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治三十一年十一月八日  
西郷從道内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治三十三年十月十九日  
末松謙澄内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治三十四年六月二日  
内海忠勝内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

裏面白紙

社會局

明治三十六年七月十五日  
臺灣總督兒玉源太郎内務大臣兼臺灣總督ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治三十六年十月十二日  
内閣總理大臣桂太郎内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史明治篇）

明治三十七年二月二十日  
芳川瀨正内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治三十八年九月 日  
農商務大臣清浦奎吾内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史明治篇）

明治三十九年一月七日  
原敬内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治四十一年七月十四日  
平田東助内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治四十四年八月三十日  
原敬内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

裏面白紙

社會局

大正元年十二月二十一日  
 大浦兼武内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）

大正二年二月二十日  
 原野内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）

大正三年四月十六日  
 内閣總理大臣大隈重信内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史大正篇）

大正四年一月七日  
 森島勲大臣大浦兼武内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）

大正四年七月三十日  
 内閣總理大臣大隈重信内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史大正篇）

大正四年八月十日  
 文部大臣一本喜徳郎内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）

大正五年十月九日  
 後藤新平内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）

裏面白紙

社  
會  
局

大正七年四月二十三日

水野謙太郎内務大臣ニ任セラル (近代日本史大正篇)

大正七年九月二十九日

床次竹次郎内務大臣ニ任セラル (近代日本史大正篇)

大正十年十一月十三日

床次竹次郎内務大臣ニ任セラル (高橋内閣) (近代日本史大正篇)

大正十一年六月十二日

水野謙太郎内務大臣ニ任セラル (近代日本史大正篇)

大正十二年九月二日

後藤新平内務大臣ニ任セラル (近代日本史大正篇)

大正十三年一月七日

水野謙太郎内務大臣ニ任セラル (近代日本史大正篇)

大正十三年六月十一日

若槻禮次郎内務大臣ニ任セラル (第二次加藤高明内閣) (近代日本史大正篇)

裏面白紙

社  
會  
局

大正十五年一月三十日  
 内閣總理大臣若槻禮次郎内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史大正篇）  
 大正十五年六月三日  
 大藏大臣濱口雄幸内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）  
 昭和二年四月二十日  
 鈴木喜三郎内務大臣ニ任セラル（近代日本史昭和篇）  
 昭和三年五月四日  
 内閣總理大臣田中義一内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史昭和篇）  
 昭和三年五月二十三日  
 遞信大臣望月圭介内務大臣ニ任セラル（近代日本史昭和篇）  
 昭和四年七月二日  
 安達謙藏内務大臣ニ任セラル（時事年鑑第一四四頁）  
 昭和六年十二月十三日  
 中橋徳五郎内務大臣ニ任セラル（時事年鑑第一四四頁）

裏面白紙

社  
會  
局

昭和七年三月 日

内閣総理大臣大藏内務大臣兼任ヲ命セラル(時事年鑑第一四四頁)

昭和七年三月 日

司法大臣鈴木喜三郎内務大臣ニ任セラル(時事年鑑第一四四頁)

昭和七年五月二十六日

山本蓮雄内務大臣ニ任セラル(時事年鑑第一四四頁)

昭和九年七月八日

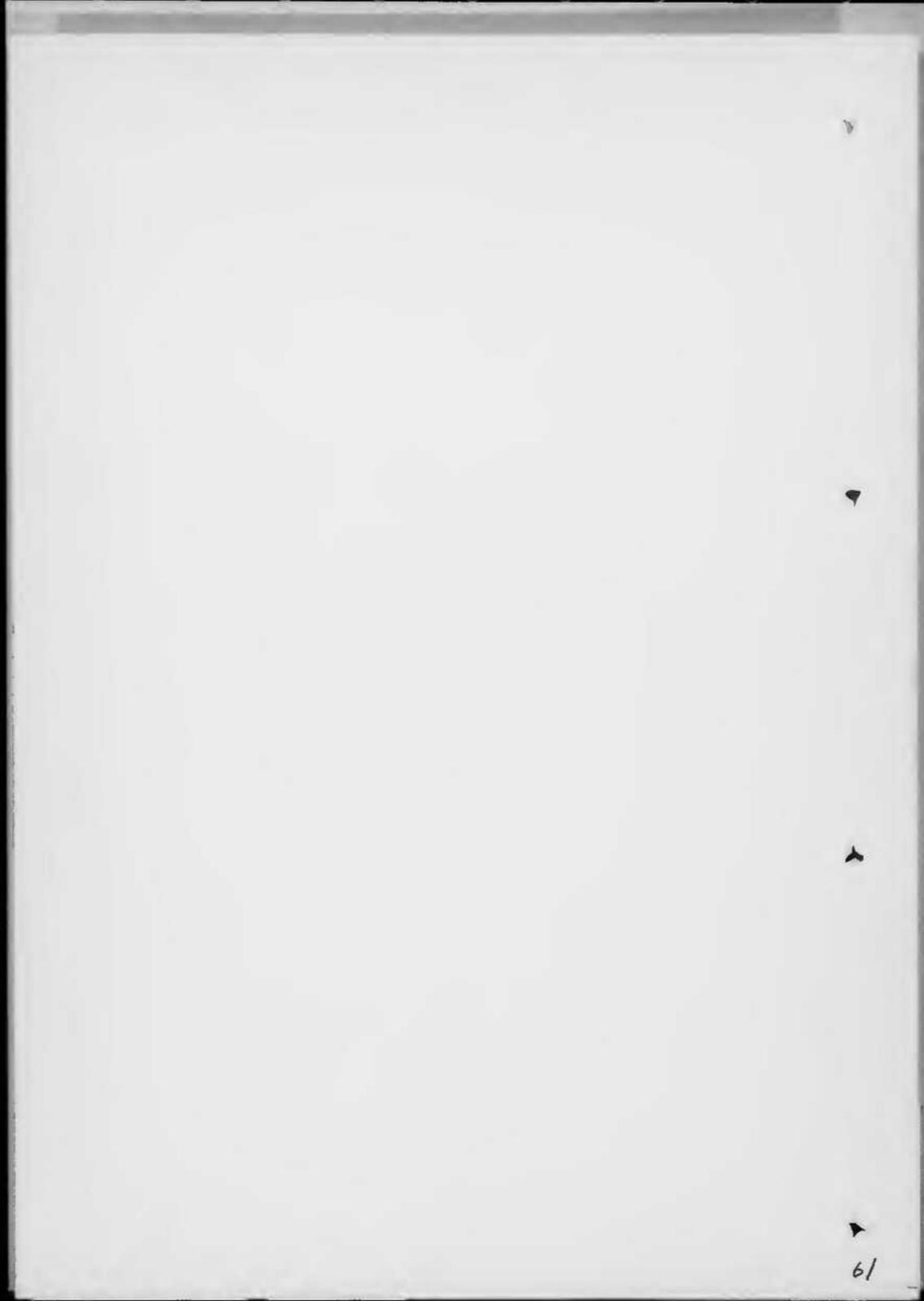
後藤文夫内務大臣ニ任セラル(時事年鑑第一四四頁)

昭和十一年三月九日

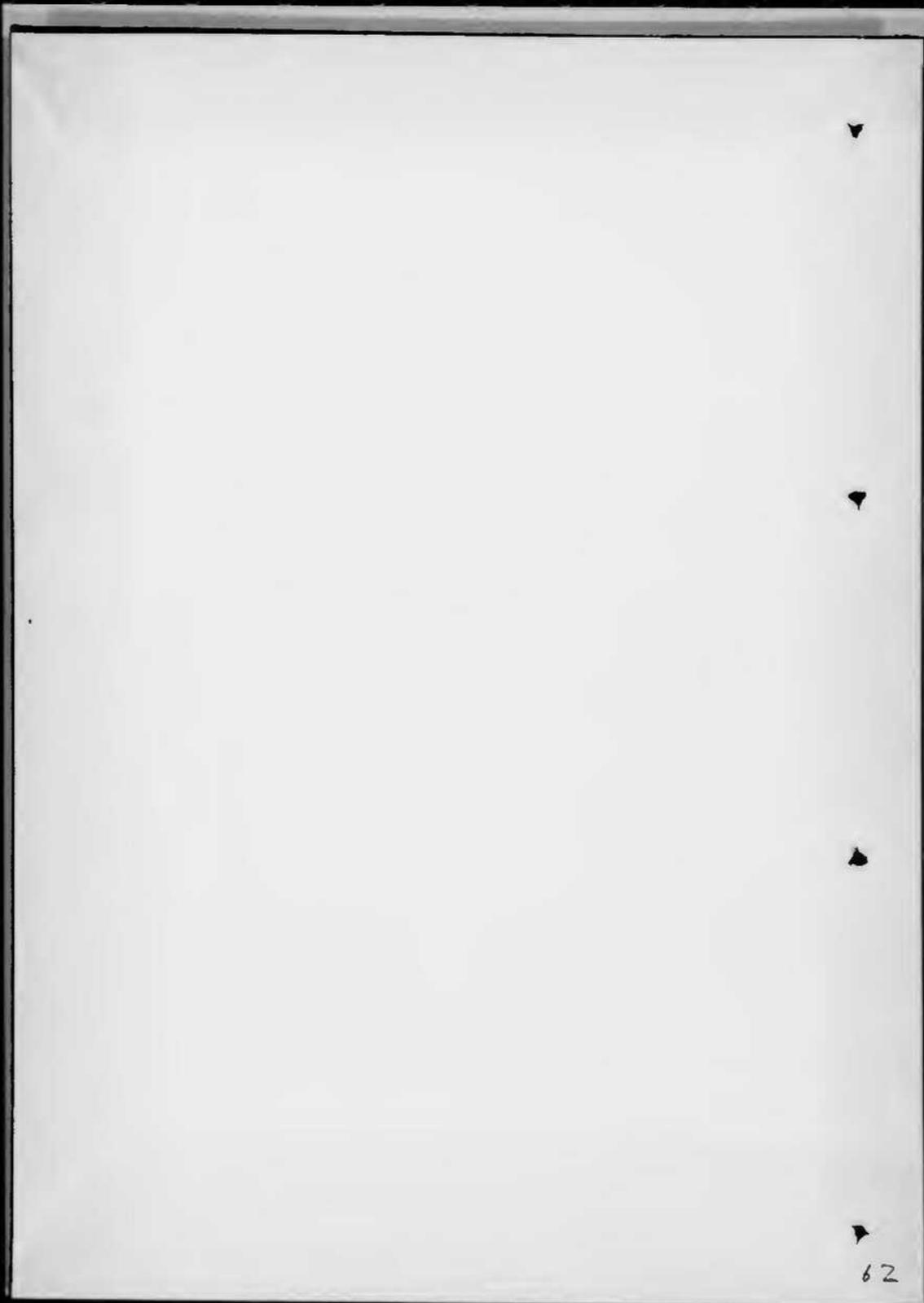
潮島之權内務大臣ニ任セラル(時事年鑑第一四四頁)

裏面白紙

社  
會  
局



裏面白紙



裏面白紙

内務省沿革資料

(寮局歴代内務大臣調)

(五部、二)

国立公文書館	
分類	自治省
	(18)
排架番号	3A
	13-9
	299-2

裏面白紙

60

左記寮局ノ沿革ヲ略述ス

勸業寮、警保寮、戸籍寮、驛遞寮、土木寮、地理寮、本省分課、  
衛生局、準刻局、圖書寮、庶務局、社寺局、會計局、博物館、  
山林局、監獄局、勸商局、取調局

内務省

規格尺5.

裏面白紙

裏面白紙

勸業寮

沿革（内務省第一次年報節録）

大政維新ノ後朝廷勿ニ民業ヲ勸メ物産ヲ開クヲ以テ時務ノ急トナシ、明治二年四月八日始メテ民部官ヲ備キ開墾物産等ノ事務ヲ處辨セシメ、五月三日官中更ニ開墾局ヲ設ケ六月二十三日民部大藏兩省ヲ併置シ以テ民政ヲ管理ス、三年八月兩省分割ニ際シ物産開墾種蠶等ノ事務ヲ民部ニ屬ス、四年正月二十日大藏省通商司ノ主掌セル牧畜ノ事務ヲ以テ民部ニ屬ス、七月二十七日民部省廢セラレ大藏省中ニ勸業司ヲ置カル、八月十日司ヲ陞セテ三等寮トナシ尋テ勸業寮ト改稱ス、五年十月九日勸業寮ヲ廢シ

規格 B. 5.

内務省

租税寮ノ外部課中ニ屬シ幾クモナク勸業課ノ設ケアリ、  
七年一月九日内務省中勸業寮ヲ併ク

而テ其ノ分課左ノ如シ

農務課、商務課、工務課、編纂課及寮頭付書記

明治八年九月二十四日寮中規程ヲ改正シ更ニ課ヲ設ケ第

一課ヨリ爲十課及寮頭付書記トナス

明治九年九月各課掛ヲ更正シ處務條例ヲ定ム

農務課、工務課、農學課、庶務課、編纂課、主計課、寮

頭書記

明治十年一月十一日勸業寮ヲ廢シテ勸業局ヲ置ク

明治十年十二月勸業局處務假條例ヲ定メ分課左ノ如シ

裏面白紙

内務省

勸植課、製造課、農學課、報告課、庶務課、局長書記  
 明治十三年三月分課ヲ更正ス  
 本務課、報告課、陸産課、水産課、製造課、地質課、算  
 査課、庶務課、局長付書記  
 明治十四年四月七日農務局ヲ廢シ其事務ヲ農商務省ニ屬  
 セシム

内務省

規程 B. 5.

裏面白紙

警保寮

明治七年一月九日大政官布告第一號ヲ以テ司法省ヨリ分  
離内務省ニ附屬ス

明治七年一月十四日職制及事務章程ヲ定ム

主管、警保寮ハ人民ノ凶害ヲ豫防シ其ノ權利ヲ保守シ其  
健康ヲ看護シテ營業ニ安ジ生命ヲ保全セシムル等行政警  
寮ニ屬スル一切ノ事務ヲ管理ス

(分課ノコト不明)

明治九年一月十二日職制章程ヲ改正シ左ノ分課トス

立案課

書記課

内務省

規格 B 5

裏面白紙

受付課

計算課

明治九年四月十七日察ヲ廢シテ局ヲ併キ適宜掛ヲ設ケ奉  
新ヲ處理ス

明治九年十月十七日囚獄懲役場等ノ管轄ノ事務ヲ警保局  
ニ管セシム

明治十年一月十一日警保局ヲ廢シテ警視局ヲ置ク  
明治十一年一月二十一日據當事務及處務順序ヲ定ム

本局ハ各地方ノ警察ニ係ル一切ノ事務ヲ調査ス（全國  
政警察並ニ監獄ノ施設ヲ含ム）

事務ヲ分ツテ左ノ四部トナシ各其掛ヲ置ク

内務省

裏面白紙

庶務掛、獄事掛、計算掛、受付掛  
 明治十二年七月十一日獄事掛ヲ廢シ其ノ事務ヲ監獄局ニ  
 屬ス  
 明治十二年八月十六日編纂掛ヲ價キ擔當事務條款ヲ修正ス  
 明治十二年八月十六日事務擔當ヲ改正シ左ノ四部ニ分チ  
 各其掛ヲ價ク  
 庶務掛  
 編纂掛  
 計算掛  
 受付掛  
 明治十四年一月十四日警視局ヲ廢シ警保局ト改稱ス

内務省

規程 五

裏面白紙

明治十四年一月三十一日處務順序ヲ定メ左ノ五課トス

庶務課  
 安寧課  
 編纂課  
 會計課  
 受付課

明治十七年三月又日處務分課ヲ定ム

第一課。左ノ四掛ヲ置ク  
 調査掛、會計掛、編纂掛、受付掛

第二課。左ノ四掛ヲ置ク  
 集會掛

内務省

規格 B 5

裏面白紙

新聞檢閱掛

圖書檢閱掛

秘書課。

明治十八年七月十八日事務分課條款ヲ更改ス  
庶務課、秘書掛、往復掛

第一部

調査課。

計算課。 警察費掛、歳費掛

編纂課。 計表掛、編輯掛、統計掛

第二部

保安課。 新聞掛、集會掛、圖書掛

裏面白紙

内務省

第三部

獄務課。 獄務掛、監査掛

明治十九年二月二十六日勅令第二號ヲ以テ警保局官制ヲ  
定メ左ノ三課ヲ置ク

警務課

保安課

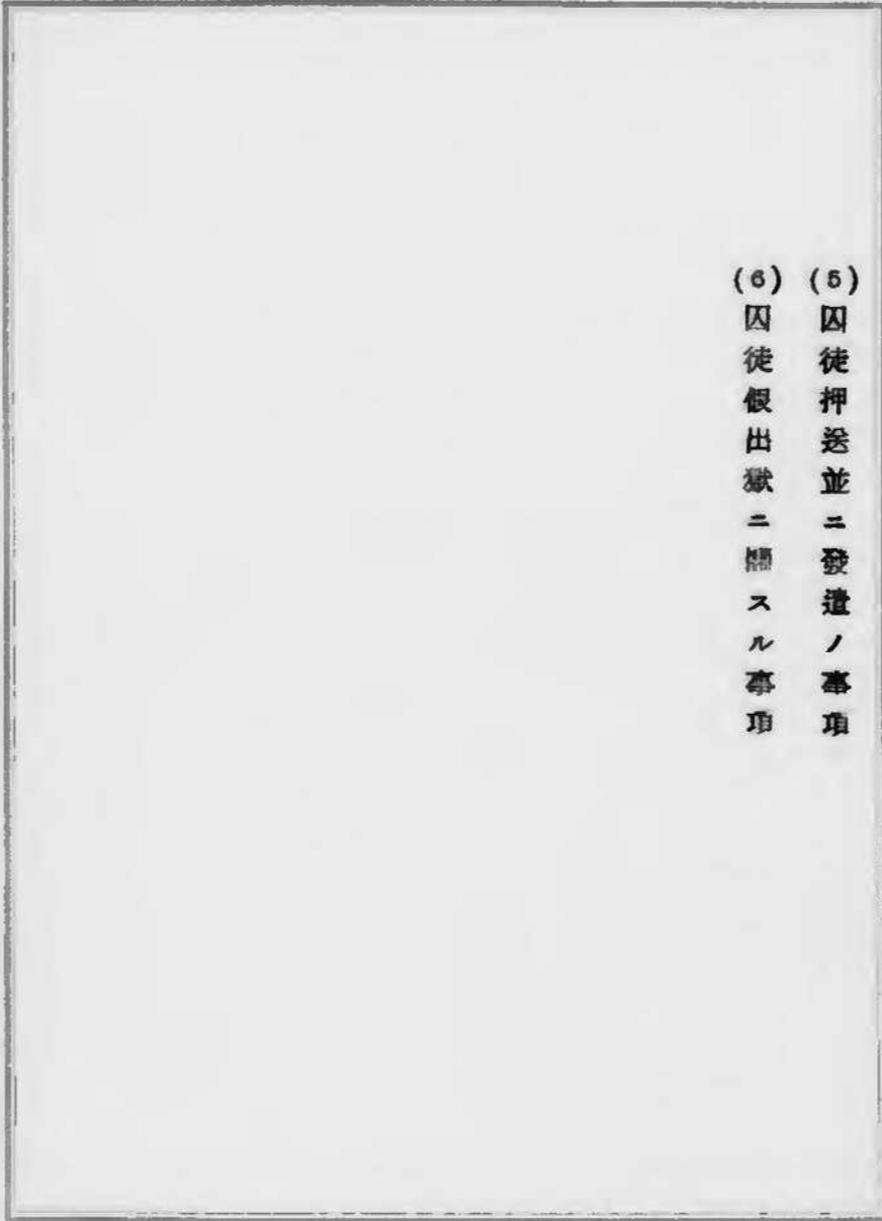
監獄課 監獄課ニテ左ノ事務ヲ掌ル

- (1) 監獄ノ管理ニ關スル事項
- (2) 監獄官吏ノ職務ニ關スル事項
- (3) 監獄費ニ關スル事項
- (4) 監獄建築ニ關スル事項

規格 B 九

内務省

裏面白紙



- (5) 囚徒押送並ニ發遣ノ事項
- (6) 囚徒假出獄ニ關スル事項

内務省

規 格 B 5

裏面白紙

戸籍寮

沿革（内務省第一次年報節録）

明治二年四月八日民部官ヲ置カレ戸籍ノ事務ヲ總判セシム、民部官ヲ廢シ民部省ヲ置カレシ中全國人口戸數ヲ詳明スルノ職制ヲ定ム、即民部省中ニ地理司ヲ置キ司中戸籍掛ヲ設ケ専ラ戸籍事務ヲ管掌セシム、四年四月二十四日府藩縣一般戸籍法改正ノ舉アリ、七月二十七日民部省ヲ廢シ大藏省中更ニ戸籍司ヲ置キ戸貫屬社寺聽訟ノ事務ヲ管掌セシム、八月十日更ニ戸籍寮ト改稱シ華士族卒祿高及人名等ノ調方ヲ發令セリ、九月寮中聽訟ノ事務ヲ分テ本省ノ直管トナシ五年三月寮中社寺ノ事務ヲ削テ教部

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

省ノ所管トス、六年十一月十日内務省ヲ置カレ戸籍寮之  
ニ屬シテ戸籍、教育、褒典ノ事務ヲ管掌ス、分課左ノ如  
シ（明治七年一月十三日）

戸籍課、褒典課、教育課

明治七年十一月二十八日編纂課ヲ設ク

明治八年十月三日分課規定ヲ改正ス

戸籍課、教育課、編纂課、庶務課

明治九年四月十七日

戸籍寮ヲ廢シテ戸籍局ヲ置ク

明治十年一月分務規程ヲ設ク

戸籍掛、民産掛、編纂掛、諸務掛ノ四掛トナス

裏面白紙

内務省

規格 B. 5.

明治十二年一月三十一日各掛ヲ改正ス  
校案掛、人事掛、財産掛、戸籍掛、編纂掛、諸務掛ノ六  
掛トス

明治十五年六月六日更ニ分任假則ヲ定ム

戸籍掛、賞惠掛、編纂掛、諸務掛ノ四掛トス

明治十九年一月十六日

戸籍局ヲ廢シ總務局中戸籍課ヲ置ク

裏面白紙

内務省

規格 B. 5.

驛遞寮

沿革

驛遞ノ事務ハ初メ民部省內驛遞司ニ於テ所管セシガ明治  
 四年八月十日大藏省內ニ驛遞寮ヲ置キ之ヲ所管セシム  
 明治七年一月九日內務省置カルルニ當リテ大藏省ヨリ內  
 務省ニ移管セラレ

分課左ノ如シ（移管ノ際ハ大藏省所管當時ト同様ナリ）  
 庶務課、郵便課、船舶課、會計課ノ四課ト二十掛  
 分課改正（明治九年一月三十一日）  
 郵便規畫課、郵便調整課、郵便發着課、外國郵便課、管  
 船課、諸務課、郵便爲替課、貯金預課、會計課、統譯課  
 ノ十課トス

內務省

規格 B. 5.

裏面白紙

明治十年一月十日驛遞寮ヲ廢シ同年同月十九日驛遞局ヲ  
併ク

明治十一年六月欠<sub>日</sub>方課ヲ改ム

發着課、郵便規畫課、郵便擴張課、外國文書課、庶務課、  
管船課、郵便爲替課、集計課、貯金課

明治十四年四月七日農商務省ニ移管セラル

内務省

規格 B. 6.

裏面白紙

土木寮

土木寮ハ初メ大藏省ノ所管ナリシガ明治七年一月布告第一號ヲ以テ内務省ニ屬シ十年一月土木局ト改稱ス  
引繼ノ際ニ於ケル事務章程等ハ從前通りナリシガ

明治九年一月二十九日土木寮職制及事務章程改正セラレ  
タリ

土木寮ハ道路、橋梁、堤防等ノ造築修繕ノ事ヲ掌ル其ノ  
事務ヲ分チテ二課トス

事務課、諸務課

明治十七年六月二十七日

本局事務ハ左ノ三課ニ分ツ

裏面白紙

内務省

規程 11. 5.

庶務課、工務課、會計課

(備考)本局事務章程ハ明治九年一月舊土木寮ニ於テ改正當時分  
課ヲ専務、庶務ノ二課ニ分タル、明治十年一月廢寮置局  
ニ際シテモ章程ハ舊ニ依ル、然ルニ明治十五年三月ニ至  
リ土木、工費、會計、當局主務ト定メラレタルニ付始メ  
テ會計ノ一課ヲ増置セリ

明治十七年六月三十日

疏水課ヲ置ク

(備考)疏水課ハ十七年六月二十六日農商務省ヨリ移管サル

明治十八年七月一日各部事務取扱手續ヲ改ム

土木局事務分掌左ノ如シ

裏面白紙

内務省

庶務課、第一部調査課○工事課

第二部調査課○工事課

第三部調査課○出納課、製圖課

明治十九年一月十六日改正

治水課、道路課、計算課、局長付書記

明治十九年二月十六日改正

治水課、道路課、管繕課、計算課、局長付書記

裏面白紙

内務省

規格 B. 5.

地理寮

事務章程

地理寮ハ全國州郡村里ノ經界山林原野沼池河海區別ノ事務ヲ掌ル

左ノ如ク事務ヲ分掌ス（明治七年二月）

稅地、木石、計算、諸務、圖書ノ五課及文書、受付ノ二係ヲ備ク

明治七年八月欠日分課改正

- 第一部 地籍課
- 第二部 地誌課
- 第三部 量地課
- 第四部 山林課
- 第五部 會計課
- 第六部 諸務課、文書掛

内務省

規格 H. 5.

裏面白紙

明治九年一月二十九日事務章程改正  
 地理寮ハ土地調査、森林ノ保護、國郡村市ヲ廢置スル等  
 ノコトヲ奉ル其事務ヲ分チテ六課トス  
 地籍課、量地課、山林課、會計課、諸務課、文書課  
 明治十年一月十三日各課ヲ改メ五課ヲ置ク

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

本省分課

明治七年二月十日本省ニ六課ヲ置ク

記録課、職務課、往復課、受付課、庶務課、用度課

明治七年十一月十五日各課ヲ廢シ更ニ左ノ通り局課ヲ開

設セリ

第一局

第一課 職務

第二課 内書記

第三課 外書記

第二局

第一課 囚獄、懲役

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

第二課	庶務
第三課	玩球
第三局	
第一課	圖書
第二課	編纂
第三課	翻譯
第四局	
第一課	検査、精算、傳票
第二課	出納
第三課	用度、修繕

明治八年五月三十日各局ヲ廢シ更ニ六局ヲ開設セリ

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

第一局	諸務
第二局	記録
第三局	経理
第四局	用度
第五局	主計
第六局	博物館

卿輔附屬書記、職務、往復ノ二掛ヲ置ク

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

衛生局

衛生局ヲ附ク。明治八年七月二十五日

第七局ヲ廢シ更ニ衛生局ヲ設置ス、事務取扱ハ是迄通りトス

分課

本局事務ノ要領ヲ分テ左ノ五課トス

庶務、製表、賣藥、種痘、出納

明治九年四月廿七日（内務卿達）

衛生局各課ノ稱ヲ廢シ更ニ掛ト改唱ス

庶務掛、製表掛、賣藥掛、種痘掛、出納掛

明治十三年四月日分課規定ヲ改正ス

裏面白紙

内務省

本局ノ事務ヲ分チテ四課トナス

庶務課、醫事課、統計課、計算課

明治十六年一月十一日衛生局長ヨリ達

本局ノ事務ヲ分チテ五課二掛トナス

保健課、醫事課、照査課、報告課、庶務課、書記掛、試

驗掛

明治十七年一月九日衛生局長達

本局ノ事務ヲ分チテ四課二掛トナス

保健課、醫事課、統計課、會計課、編纂掛、書記掛

裏面白紙

内務省

規格 H. 5.

e9

準刻局

準刻ノ事務ハ明治八年六月二十七日文部省ヨリ内務省第  
三局へ轉屬ス

準刻局處務順序假定（明治八年九月十五日）

第一條。準刻局ハ著譯圖書ノ出版ヲ句檢シ其ノ板權免許  
ノ請願ヲ聽許シ之ヲ保護スルノ事務ヲ管理ス  
第二條。局中ノ事務ヲ分テ四項トス

検査掛

編纂掛

書籍掛

受付掛

内務省

規格B5

裏面白紙

90

明治八年十月二十五日準刻局ヲ廢止シ其ノ事務ヲ圖書寮  
ニ於テ管理ス

内務省

規格外五

裏面白紙

圖書寮

明治八年九月二十八日圖書寮ヲ置ク

圖書寮ハ古今ノ圖書記録ヲ保存シ官民ノ著書、圖書及出版ヲ管知スル等ノ事ヲ掌ル

明治八年十月二十五日準刻局ヲ廢止シ其ノ事務ヲ轉屬ス

明治九年一月十二日事務章程ヲ改正シ其ノ事務ヲ支分シ

三課トナス

編纂課

出版課

諸務課

明治九年四月十七日圖書寮ヲ廢止ス

裏面白紙

内務省

規格 B 5

明治九年五月二日内務省達乙第五十二號ヲ以テ圖書局ヲ  
 置ク  
 明治十八年六月二十五日局ヲ廢シ總務局中國書院ヲ置キ  
 其ノ事務ヲ取扱シム

内務省

規格 B 5

93

裏面白紙

庶務局

明治八年五月三十日第二局第二課ヲ庶務課ト改ム

明治九年四月十七日庶務課ヲ改メテ庶務局トス

庶務局庶務順序ヲ定ム（明治十二年八月七日假定）

第一款。議案掛

第二款。常務掛

第三款。編輯掛

第四款。受付掛

第五款。淨書掛

庶務局主管條件

一府縣廳費及判任俸給ノ事

内務省

規格 B-5

裏面白紙

一 府縣會地方稅規則ノ事  
 一 備荒儲蓄法ノ事  
 一 區町村會法ノ事  
 一 區町村協賛費ノ事  
 一 府縣廳舍營繕ノ事  
 一 請願規則ノ事  
 一 徵發令ノ事  
 一 戒嚴令ノ事  
 右ノ外各局課ノ主務ニ非ラザル事件ヲ處分スルコト  
 明治十八年六月二十五日縣治局ト改稱シ處務條例ヲ定ム

内務省

規格 B 5.

裏面白紙

内務省庶務課

明治七年一月十一日置ク、同年十一月十五日各局課ヲ改  
置シ第一局トナス

管課ハ制限ノ主任トナシト雖モ凡ソ省中各寮ノ主任ニ非  
ラザル事件ハ一切擔當シテ之ヲ調査商量スル所ナリ

内務省

規格 B 5

裏面白紙

## 社寺局

明治十年一月十一日太政官布告第四號ヲ以テ教部省廢止セラレ、其ノ所管事務ハ内務省ニ移管セラル

明治十年一月欠日内務省乙第二號達ヲ以テ内務省ニ社寺局ヲ置ク

社寺局ハ官社及一般神社、寺院及宗教ニ關スル事務ヲ管掌ス

明治十三年二月九日分課規定ヲ定メ五部トス

明治十六年十二月二十八日各部ヲ廢シテ三課トス

社務課、寺務課、庶務課

明治十八年六月二十五日處務條例ヲ改正シ三課ヲ廢シテ

規格 B. 5.

内務省

裏面白紙

第一部 第二部ノ二部トナス

明治十九年一月十六日處務條例ヲ改正シ部ヲ廢シテ二課トナス日神祇課、寺院課

明治十九年二月二十六日勅令第二號ヲ以テ社寺局官制ヲ定メ神社課及寺院課ノ二課トナス

内務省

規格 B. 6.

裏面白紙

## 會計局

## 沿革

内務省開廳ノ際用度課ヲ置ク、明治七年十一月十五日第  
 四局第三課トナリ、明治八年五月三十日第四局トナリ、  
 明治九年一月七日又用度課トナリ、明治九年四月十七日  
 之ヲ會計課ト改稱ス、同年同月同日主計課ヲ廢シ其ノ事  
 務ヲ會計課ニ合併ス  
 主管、省中一切ノ金穀ヲ検査、出納シ各寮局勘定帳ヲ調  
 査總括シ省中常用ノ物品ヲ購求配渡及諸官員月給旅費等  
 ヲ支給シ修繕及省中ノ取締等ノ事務ヲ擔任ス、因テ本課  
 ヲ分チテ三科トナシ科外ニ受付ヲ置ク  
 検査掛

内務省

規格 B 5

裏面白紙

99

出納掛

金穀交付掛

受付

明治十年一月十九日會計課ヲ會計局ト改稱ス

明治十四年五月欠日處務分課條規ヲ定メ左ノ各課掛トナス

検査課。 調査掛、豫算掛、傳票掛、簿記掛

出納課。

支給課。

用度課。 調度掛、營繕掛、省中取締掛、庶掛

文書課。 庶務掛、受付掛、記録掛

明治十六年七月四日會計局分課條規改正、左ノ分課トス

内務省

規格 B. 5

裏面白紙

100

局長付書記。	書記掛、受付掛
検査課。	調査掛、督務掛
主計課。	豫算掛、決算掛、傳票掛
出納課。	
收支課。	第一部、第二部、第三部
用度課。	調度掛、營繕掛、省中取締掛、物件掛
文書課。	庶務掛、報告掛、記録掛
明治十七年四月九日會計局分課條規更定、左ノ五課（十	
一掛）ニ分ツ	
一、庶務課。	書記掛、記録掛、受付掛
二、検査課。	

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

10/

主計課。 出納課。	收支掛、豫算掛、決算掛、傳票掛
用度課。	調度掛、營繕掛、省中取締掛、廠掛
明治十八年六月二十五日 會計局分課更定、左ノ如シ	
庶務課。	
第一部	
主計課	
收支課	
第二部	
用度課	

内務省

規格 11.5

102

裏面白紙

營繕課

明治十九年一月十六日處務條例ヲ改正シ左ノ分課ヲナス

主計課。

用度課。

明治十九年二月二十六日勅令第二號ヲ以テ官制ヲ改正シ

左ノ分課ヲナス

出納課。

検査課。

用度課。

内務省

規格 B 5.

裏面白紙

博物館

溥國博覽會事務局ハ初メ太政官正院ノ所管ナリ、明治八  
 年三月三十日博物館ト改稱シ内務省ニ轉屬ス  
 明治八年四月四日内務省達ヲ以テ博物館ノ位置ヲ第四局  
 ノ次ト定ム  
 明治九年四月十七日博物館ヲ博物局ト改稱ス

内務省

規格第5

裏面白紙

山林局

明治十二年五月十六日乙第二十一號ヲ以テ山林局ヲ置ク  
山林事務ハ初メ大藏省租稅寮地理課ノ所管タリ、内務省  
ヲ置クニ及ビテ地理寮ニ屬シ此ニ至リテ局トナル、明治  
十四年四月達第二十五號ヲ以テ農商務省ニ屬ス

本局ノ分課左ノ通定ム

本課、官林課、文書課、官林作業課

明治十二年五月 日

本課、官林課、文書課、計算課、作業課ノ五課ヲ置ク

明治十二年六月六日

官林、作業二課ヲ廢シ更ニ左ノ五課ヲ置ク但殖樹課ヲ計

内務省

規格 B 5

裏面白紙

105

算課ノ次ニ列ス

殖樹課、伐木課、運材課、運船課、出納課

明治十三年六月九日

殖樹、伐木、運材、運船、出納ノ五課ヲ廢ス

明治十四年四月七日官林事務ハ農商務省ニ屬ス

内務省

規格B5

裏面白紙

監獄局

監獄局ヲ置ク(明治十二年七月十一日)頁三八八

囚獄懲役等ノ事務ヲ管理セシム

(備考)

囚獄懲役ノ事務ハ内務建省以來庶務課ニ於テ之ヲ掌リ、  
 明治七年十一月十五日局課ヲ改置スルニ至リ第二局第一  
 課之ヲ掌リ、明治八年五月三十日再ビ各局ヲ改置スルニ  
 至リ第二局ヲ第一局トナシ第一局之ヲ掌リ、明治八年十  
 一月二十五日又警保寮ノ主管トナリ是ニ至リ局ヲ設ケ之  
 ヲ專管ス

其ノ後警視局所管トナリ居タルニ明治十二年七月十一日

規格 B. 5.

内務省

裏面白紙

府縣囚獄ノ事務及集治監ノ事務ヲ監獄局ヘ引渡スコトト  
ナレリ

（監獄局ノ職制及事務章程）明治十三年十月六日  
監獄局ヘ一般ノ未決已決監ニ關スル各廳ノ申請ヲ調査シ  
諸規則ヲ起草スルコトヲ掌ル、分限左ノ如シ  
庶務、會計、計表、受付

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

勸商局

沿革（内務省第一次年報節録）

明治二年二月二十二日各開港場ニ通商司ヲ置キ貿易ノ事務ヲ管理セシメ之ヲ外國官ニ屬ス、五月十六日會計官ニ屬ス、六月二十三日民部大藏兩省ヲ設ケラレ合同シテ民政ノ諸務ヲ管理スルニ當リ民部ニ屬ス、三年八月九日兩省事務分離ノ時ニ方テ大藏省ニ屬ス、四年七月五日同司ヲ廢シ從來ノ事務ヲ同省庶務課ト租稅司商稅掛トニ分屬ス、二十七日租稅司ヲ改メテ租稅寮トナシ商稅掛ヲ雜部課ト改稱ス、後勸業寮ノ廢セラレ、ニ及ビテ其ノ事務ヲ雜部課ニ合シ之ヲ勸農課或ハ勸業課ト改稱スト雖モ商業

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

上ノ事務ニ至リテハ管理如故、七年一月内務省ニ勸業寮  
 ヲ置キ大藏省庶務課ニ屬スル商務ト勸業課ニ屬スル商務  
 トヲ移シテ其所管トス、九年五月十一日勸業寮ノ商務ヲ  
 分割シテ勸商局ヲ置ク  
 勸商局各掛擔當概則（明治九年五月日）  
 庶務掛兼書記  
 通商掛  
 考案掛  
 編纂掛  
 製品畫圖掛  
 報告掛

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

明治十一年十二月二十七日太政官達ニテ勸商事務ハ大藏  
省ニ移管、同年同月二十八日内務省達ニ第九十三號ヲ以  
テ勸商局廢止セラレ。

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

取調局

明治十一年九月十一日取調局ヲ置ク

主管、凡ソ本省主管ノ事務ニ係ル諸文書諸廻牒書ノ法制

規則ニ關スルモノヲ議批ス

明治十七年一月二十三日内務省達乙五號ヲ以テ取調局ヲ

廢止ス

内務省

規格 B. 6.

裏面白紙

歴代内務大臣訓

明治六年十一月二十九日

参議大久保利通ニ内務卿ヲ兼ネシム(明治政史第二〇六頁)

明治十一年五月十四日

大久保利通總町區紀尾井町ニテ島田一郎等ノ爲メニ刺サル

明治十一年七月十五日

工部卿参議伊藤博文ニ内務卿ヲ兼ネシム(明治政史第三一四頁)

明治十三年二月二十八日

内閣ト諸省トノ分離行ハレ松方正義ニ内務卿ニ任ゼラル(明治政史第一編第三

二五頁)

明治十四年十月二十一日

内閣参議ト各省行政長官トノ分任組織ヲ改メ再ビ兼任組織ノ制ニ復ス、参議山田顯義ニ内務卿ヲ兼ネシム(明治政史第一編第三七七頁)

内務省

規格 B-5

裏面白紙

明治十六年十二月十二日  
 參議山縣有朋ニ内務卿ヲ兼ネシム（明治政史第一六編第四五七頁）

明治十八年十二月二十二日  
 太政大臣、左右大臣、參議、各省卿ヲ廢シ責任内閣ノ制ヲ定メ山縣有朋ヲ内務大臣ニ任ゼラル（近代日本史明治篇）

明治二十一年十二月二日  
 内務大臣山縣有朋歐洲諸國巡遊ヲ命ゼラル同月三日大藏大臣松方正義内務大臣兼任ヲ命ゼラル（近代日本史明治篇）

明治二十二年十二月二十四日  
 内務大臣山縣有朋内閣總理大臣兼内務大臣ニ任ゼラル

明治二十三年五月十七日  
 海軍大臣西郷從道内務大臣ニ任ゼラル（近代日本史明治篇）

明治二十四年六月一日  
 宮中顧問官品川彌二郎内務大臣ニ任ゼラル（近代日本史明治篇）

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

明治二十五年三月十一日

樞密院副議長副島種臣内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治二十五年六月八日

内閣總理大臣松方正義内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史明治篇）

明治二十五年七月十四日

農商務大臣兼司法大臣河野敏謙内務大臣兼司法大臣ニ任セラル（近代日本

史明治篇）

明治二十五年八月八日

井上馨内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治二十七年十月十五日

樞密顧問官野村靖内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治二十九年二月三日

司法大臣芳川顯正内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史明治篇）

裏面白紙

社會局

明治二十九年四月十四日  
板垣退助内務大臣ヲ命セラル (近代日本史明治篇)

明治二十九年九月二十日  
樞密顧問官樺山資紀内務大臣ニ任セラル (近代日本史明治篇)

明治三十一年一月十二日  
芳川顯正内務大臣ニ任セラル (近代日本史明治篇)

明治三十一年六月三十日  
板垣退助内務大臣ニ任セラル (近代日本史明治篇)

明治三十一年十一月八日  
西郷從道内務大臣ニ任セラル (近代日本史明治篇)

明治三十三年十月十九日  
末松謙澄内務大臣ニ任セラル (近代日本史明治篇)

明治三十四年六月二日  
内海忠勝内務大臣ニ任セラル (近代日本史明治篇)

裏面白紙

社  
會  
局

規 格 第 五

116

明治三十六年七月十五日  
 臺灣總督兒玉源太郎内務大臣兼臺灣總督ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治三十六年十月十二日  
 内閣總理大臣桂太郎内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史明治篇）

明治三十七年二月二十日  
 芳川顯正内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治三十八年九月 日  
 農商務大臣河浦奎吾内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史明治篇）

明治三十九年一月七日  
 原敬内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治四十一年七月十四日  
 平田東助内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治四十四年八月三十日  
 原敬内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

裏面白紙

社 會 局

紙 格 B 5

大正元年十二月二十一日  
 大浦兼武内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）  
 大正二年二月二十日  
 原敬内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）  
 大正三年四月十六日  
 内閣總理大臣大隈重信内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史大正篇）  
 大正四年一月七日  
 農商務大臣大浦兼武内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）  
 大正四年七月三十日  
 内閣總理大臣大隈重信内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史大正篇）  
 大正四年八月十日  
 文部大臣一本喜徳郎内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）  
 大正五年十月九日  
 後藤新平内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）

裏面白紙

社  
會  
局

大正七年四月二十三日  
 水野錬太郎内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）  
 大正七年九月二十九日  
 床次竹次郎内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）  
 大正十年十一月十三日  
 床次竹次郎内務大臣ニ任セラル（高橋内閣）（近代日本史大正篇）  
 大正十一年六月十二日  
 水野錬太郎内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）  
 大正十二年九月二日  
 後藤新平内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）  
 大正十三年一月七日  
 水野錬太郎内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）  
 大正十三年六月十一日  
 若槻禮次郎内務大臣ニ任セラル（第二次加藤高明内閣）（近代日本史大正篇）

社 會 局

裏 面 白 紙

119

大正十五年一月三十日  
 内閣總理大臣若槻禮次郎内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史大正篇）  
 大正十五年六月三日  
 大藏大臣濱口雄幸内務大臣ニ任セラル（近代日本史大正篇）  
 昭和二年四月二十日  
 鈴木喜三郎内務大臣ニ任セラル（近代日本史昭和篇）  
 昭和三年五月四日  
 内閣總理大臣田中義一内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史昭和篇）  
 昭和三年五月二十三日  
 逓信大臣望月圭介内務大臣ニ任セラル（近代日本史昭和篇）  
 昭和四年七月二日  
 安達謙藏内務大臣ニ任セラル（時事年鑑第一四四頁）  
 昭和六年十二月十三日  
 中橋徳五郎内務大臣ニ任セラル（時事年鑑第一四四頁）

裏面白紙

社  
會  
局

昭和六年

120

昭和七年三月 日

内閣總理大臣大齋毅内務大臣兼任ヲ命セラル(時事年鑑第一四四頁)

昭和七年三月 日

司法大臣鈴木喜三郎内務大臣ニ任セラル(時事年鑑第一四四頁)

昭和七年五月二十六日

山本達雄内務大臣ニ任セラル(時事年鑑第一四四頁)

昭和九年七月八日

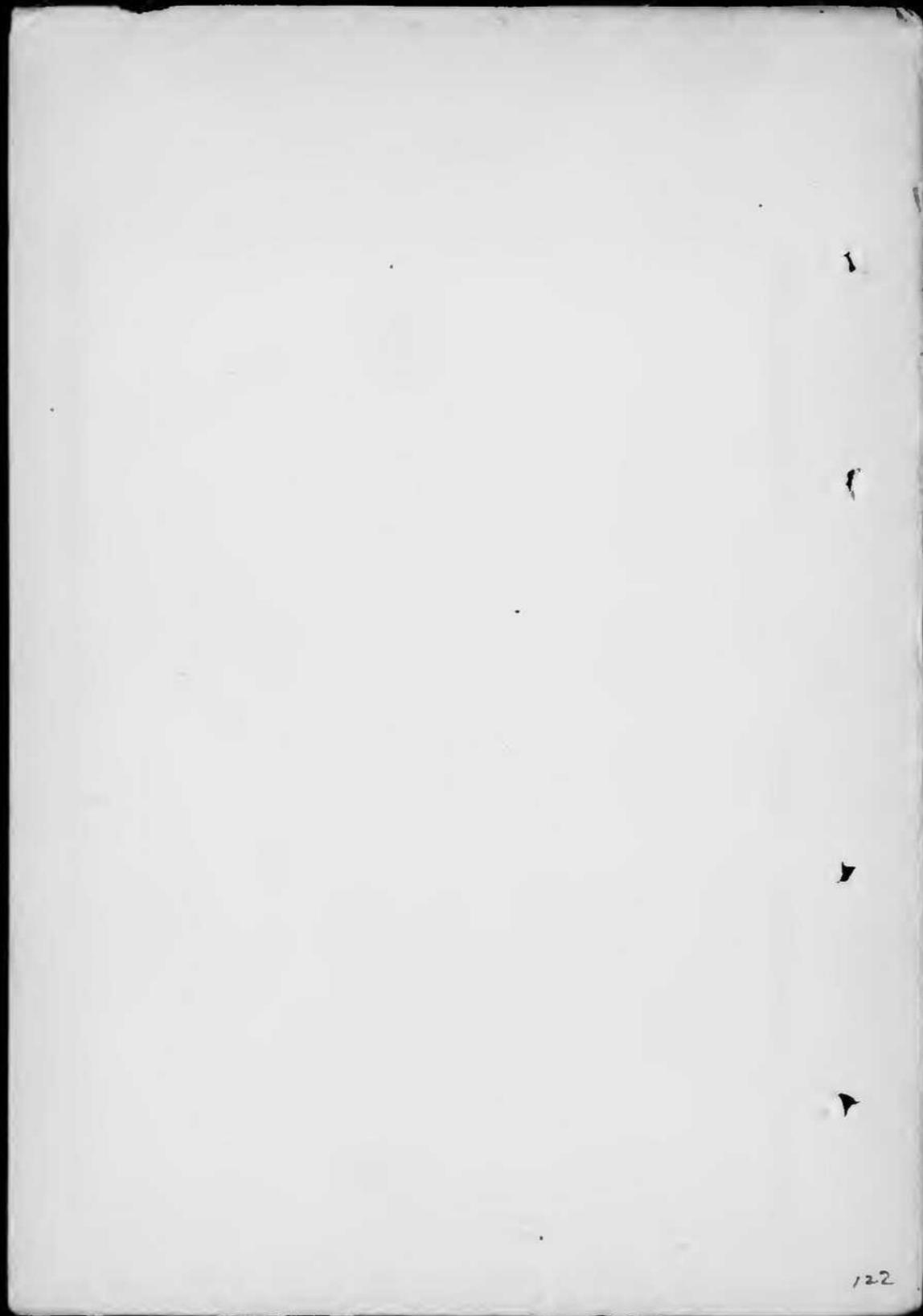
後藤文夫内務大臣ニ任セラル(時事年鑑第一四四頁)

昭和十一年三月九日

潮惠之輔内務大臣ニ任セラル(時事年鑑第一四四頁)

裏面白紙

社  
會  
局



122

裏面白紙

# 内務省沿革資料

(寮局歴代内務大臣調)

(五部、四)

国立公文書館	
分類	自治省
	(18)
排架番号	3A
	13-9
	299-3

裏面白紙

60

左記寮局ノ沿革ヲ略述ス

勸業寮、警保寮、戸籍寮、驛遞寮、土木寮、地理寮、本省分課、  
衛生局、準刻局、圖書寮、庶務局、社寺局、會計局、博物館、  
山林局、監獄局、勸商局、取調局

内務省

規格 1:5

裏面白紙

勸業寮

沿革（内務省第一次年報節録）

大政維新ノ後朝廷勿ニ民業ヲ勸メ物産ヲ開クヲ以テ時務  
 ノ急トナシ、明治二年四月八日始メテ民部官ヲ置キ開墾  
 物産等ノ事務ヲ處辨セシメ、五月三日官中更ニ開墾局ヲ  
 設ケ六月二十三日民部大藏兩省ヲ併置シ以テ民政ヲ管理  
 ス、三年八月兩省分割ニ際シ物産開墾種藝等ノ事務ヲ民  
 部ニ屬ス、四年正月二十日大藏省通商司ノ主掌セル牧畜  
 ノ事務ヲ以テ民部ニ屬ス、七月二十七日民部省廢セラレ  
 大藏省中ニ勸業司ヲ置カル、八月十日司ヲ陞セテ三等寮  
 トナシ尋テ勸農寮ト改稱ス、五年十月九日勸農寮ヲ廢シ

内務省

規格 11.5

125

租稅寮ノ外部課中ニ屬シ幾クモナク勸業課ノ設ケアリ、  
七年一月九日內務省中勸業寮ヲ置ク

而テ其ノ分課左ノ如シ

農務課、商務課、工務課、編纂課及寮頭付書記

明治八年九月二十四日寮中規程ヲ改正シ更ニ課ヲ設ケ第  
一課ヨリ第十課及寮頭付書記トナス

明治九年九月各課掛ヲ更正シ處務條例ヲ定ム

農務課、工務課、農學課、庶務課、編纂課、主計課、寮  
頭書記

明治十年一月十一日勸業寮ヲ廢シテ勸業局ヲ置ク

明治十年十二月勸業局處務假條例ヲ定メ分課左ノ如シ

內務省

調格 B. 5.

裏面白紙

動植課、製造課、農學課、報告課、庶務課、局長書記

明治十三年三月分課ヲ更正ス

本務課、報告課、陸産課、水産課、製造課、地質課、算

査課、庶務課、局長付書記

明治十四年四月七日農務局ヲ廢シ其事務ヲ農商務省ニ屬

セシム

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

警保寮

明治七年一月九日太政官布告第一號ヲ以テ司法省ヨリ分  
離内務省ニ附屬ス

明治七年一月十四日職制及事務章程ヲ定ム

主管、警保寮ハ人民ノ凶害ヲ豫防シ其ノ權利ヲ保守シ其  
健康ヲ看護シテ營業ニ安ジ生命ヲ保全セシムル等行政警  
察ニ屬スル一切ノ事務ヲ管理ス

(分課ノコト不明)

明治九年一月十二日職制章程ヲ改正シ左ノ分課トス

立案課

書記課

内務省

裏面白紙

受付課

計算課

明治九年四月十七日寮ヲ廢シテ局ヲ置キ適宜掛ヲ設ケ事務ヲ處理ス

明治九年十月十七日囚獄懲役場等ノ營繕ノ事務ヲ警保局ニ管セシム

明治十年一月十一日警保局ヲ廢シテ警視局ヲ置ク  
明治十一年一月二十一日擔當事務及處務順序ヲ定ム

本局ハ各地方ノ警察ニ係ル一切ノ事務ヲ調査ス（全國概行  
政警察並ニ監獄ノ施設ヲ含ム）

事務ヲ分ツテ左ノ四部トナシ各其掛ヲ置ク

内務省

規格 R 5

109

裏面白紙

庶務掛、獄事掛、計算掛、受付掛  
 明治十二年七月十一日獄事掛ヲ廢シ其ノ事務ヲ監獄局ニ  
 屬ス  
 明治十二年八月十六日編纂掛ヲ價キ擔當事務條款ヲ修正ス  
 明治十二年八月十六日事務擔當ヲ改正シ左ノ四部ニ分チ  
 各其掛ヲ置ク  
 庶務掛  
 編纂掛  
 計算掛  
 受付掛  
 明治十四年一月十四日警視局ヲ廢シ警保局ト改稱ス

内務省

規格 B 6.

裏面白紙

明治十四年一月三十一日處務順序ヲ定メ左ノ五課トス

庶務課

安寧課

編纂課

會計課

受付課

明治十七年三月廿日處務分課ヲ定ム

第一課。左ノ四掛ヲ置ク

調査掛、會計掛、編纂掛、受付掛

第二課。左ノ四掛ヲ置ク

集會掛

裏面白紙

内務省

規格 B 5

新聞檢閱掛  
圖書檢閱掛

秘書課。

明治十八年七月十八日事務分課條款ヲ更改ス  
庶務課、秘書掛、往復掛

第一部

調査課。

計算課。 警察費掛、獄費掛

編纂課。 計表掛、編輯掛、翻譯掛

第二部

保安課。 新聞掛、集會掛、圖書掛

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

第三部

獄務課。 獄務掛、監査掛

明治十九年二月二十六日勅令第二號ヲ以テ警保局官制ヲ  
定メ左ノ三課ヲ置ク

警務課

保安課

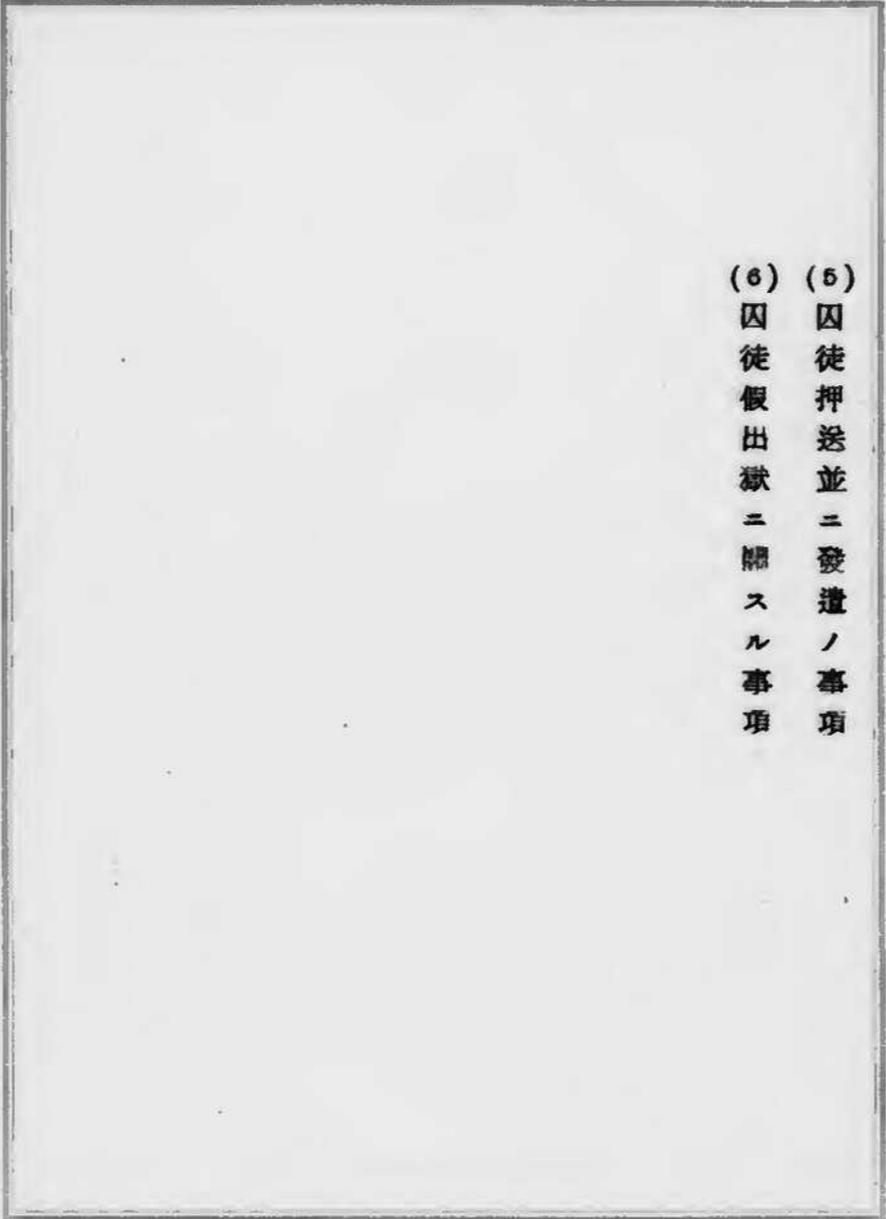
監獄課 監獄課ニテ左ノ事務ヲ掌ル

- (1) 監獄ノ管理ニ關スル事項
- (2) 監獄官吏ノ職務ニ關スル事項
- (3) 監獄費ニ關スル事項
- (4) 監獄建築ニ關スル事項

内務省

規格 B-5

裏面白紙



- (5) 囚徒押送並ニ發遣ノ事項
- (6) 囚徒假出獄ニ關スル事項

内務省

規格 D 5

134

裏面白紙

戸籍寮

沿革（内務省第一次年報節録）

明治二年四月八日民部官ヲ置カレ戸籍ノ事務ヲ總判セシム、民部官ヲ廢シ民部省ヲ置カレシ中全國人口戸數ヲ詳明スルノ職制ヲ定ム、即民部省中ニ地理司ヲ置キ司中戸籍掛ヲ設ケ専ラ戸籍事務ヲ管掌セシム、四年四月二十四日府藩縣一般戸籍法改正ノ舉アリ、七月二十七日民部省ヲ廢シ大藏省中更ニ戸籍司ヲ置キ戸貫屬社寺聽訟ノ事務ヲ管掌セシム、八月十日更ニ戸籍寮ト改稱シ華士族卒祿高及人名等ノ調方ヲ發令セリ、九月寮中聽訟ノ事務ヲ分テ本省ノ直管トナシ五年三月寮中社寺ノ事務ヲ削テ教部

内務省

省ノ所管トス、六年十一月十日内務省ヲ置カレ戸籍寮之  
 ニ屬シテ戸籍、教育、褒典ノ事務ヲ管掌ス、分課左ノ如  
 シ（明治七年一月十三日）

戸籍課、褒典課、教育課

明治七年十一月二十八日編纂課ヲ設ク

明治八年十月三日分課規定ヲ改正ス

戸籍課、教育課、編纂課、庶務課

明治九年四月十七日

戸籍寮ヲ廢シテ戸籍局ヲ置ク

明治十年一月分務規程ヲ設ク

戸籍掛、民産掛、編纂掛、諸務掛ノ四掛トナス

規格 B. 5.

内務省

裏面白紙

明治十二年一月三十一日各掛ヲ改正ス  
 校案掛、人事掛、財産掛、戸籍掛、編纂掛、諸務掛ノ六  
 掛トス  
 明治十五年六月六日更ニ分任假則ヲ定ム  
 戸籍掛、賞惠掛、編纂掛、諸務掛ノ四掛トス  
 明治十九年一月十六日  
 戸籍局ヲ廢シ總務局中戸籍課ヲ置ク

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

驛遞寮

沿革

驛遞ノ事務ハ初メ民部省内驛遞司ニ於テ所管セシガ明治四年八月十日大藏省内ニ驛遞寮ヲ置キ之ヲ所管セシム  
 明治七年一月九日内務省置カルルニ當リテ大藏省ヨリ内務省ニ移管セラレ

分課左ノ如シ（移管ノ際ハ大藏省所管當時ト同様ナリ）

庶務課、郵便課、船舶課、會計課ノ四課ト二十掛

分課改正（明治九年一月三十一日）

郵便規畫課、郵便調整課、郵便發着課、外國郵便課、管船課、諸務課、郵便爲替課、貯金預課、會計課、翻譯課ノ十課トス

内務省

規格 H. 5.

裏面白紙

明治十年一月十日驛遞寮ヲ廢シ同年同月十九日驛遞局ヲ  
置ク

明治十一年六月久日方課ヲ改ム

發着課、郵便規畫課、郵便調整課、外國文書課、庶務課、  
管船課、郵便爲替課、集計課、貯金課

明治十四年四月七日農商務省ニ移管セラル

内務省

規格 D. 5.

裏面白紙

土木寮

土木寮ハ初メ大藏省ノ所管ナリシガ明治七年一月布告第一號ヲ以テ内務省ニ屬シ十年一月土木局ト改稱ス  
引續ノ際ニ於ケル事務章程等ハ從前通りナリシガ

明治九年一月二十九日土木寮職制及事務章程改正セラレ  
タリ

土木寮ハ道路、橋梁、堤防等ノ造築修繕ノ事ヲ掌ル其ノ  
事務ヲ分チテ二課トス

専務課、諸務課

明治十七年六月二十七日

本局事務ハ左ノ三課ニ分ツ

規格 B. 5.

内務省

裏面白紙

庶務課、工務課、會計課

(備考)本局事務章程ハ明治九年一月舊土木寮ニ於テ改正當時分  
課ヲ専務、庶務ノ二課ニ分タル、明治十年一月廢寮置局  
ニ際シテモ章程ハ舊ニ依ル、然ルニ明治十五年三月ニ至  
リ土木、工費、會計、當局主務ト定メラレタルニ付始メ  
テ會計ノ一課ヲ増置セリ

明治十七年六月三十日

疏水課ヲ置ク

(備考)疏水課ハ十七年六月二十六日農商務省ヨリ移管サル  
明治十八年七月一日各部事務取扱手續ヲ改ム  
土木局事務分掌左ノ如シ

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

庶務課、第一部調査課○工事課

第二部調査課○工事課

第三部調査課○出納課、製圖課

明治十九年一月十六日改正

治水課、道路課、計算課、局長付書記

明治十九年二月十六日改正

治水課、道路課、營繕課、計算課、局長付書記

内務省

規格 H. 5.

裏面白紙

142

地理寮

事務章程

地理寮ハ全國州郡村里ノ經界山林原野沼池河海區別ノ事務ヲ掌ル

左ノ如ク事務ヲ分掌ス（明治七年二月）  
稅地、木石、計算、諸務、圖書ノ五課及文書、受付ノ二係ヲ置ク

明治七年八月欠日分課改正

- |     |     |     |         |
|-----|-----|-----|---------|
| 第一部 | 地籍課 | 第二部 | 地誌課     |
| 第三部 | 量地課 | 第四部 | 山林課     |
| 第五部 | 會計課 | 第六部 | 諸務課、文書掛 |

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

明治九年一月二十九日事務章程改正  
 地理寮ハ土地調査、森林ノ保護、國郡村市ヲ廢置スル等  
 ノコトヲ掌ル其事務ヲ分チテ六課トス  
 地籍課、量地課、山林課、會計課、諸務課、文書課  
 明治十年一月十三日各課ヲ改メ五課ヲ置ク

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

144

本省分課

明治七年一月十日本省ニ六課ヲ置ク

記録課、職務課、往復課、受付課、庶務課、用度課

明治七年十一月十五日各課ヲ廢シ更ニ左ノ通り局課ヲ開

設セリ

第一局

第一課 職務

第二課 内書記

第三課 外書記

第二局

第一課 囚獄、懲役

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

第二課	庶務
第三課	琉球
第三局	
第一課	圖書
第二課	編纂
第三課	翻譯
第四局	
第一課	検査、精算、傳票
第二課	出納
第三課	用度、修繕

明治八年五月三十日各局ヲ廢シ更ニ六局ヲ開設セリ

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

第一局	諸務
第二局	記録
第三局	翻譯
第四局	用度
第五局	主計
第六局	博物館
卿輔附屬書記、職務、往復ノ二掛ヲ置ク	

内務省

規格 R. 5.

裏面白紙

147

衛生局

衛生局ヲ置ク。明治八年七月二十五日  
第七局ヲ廢シ更ニ衛生局ヲ設置ス、事務取扱ハ是迄通り  
トス

分課

本局事務ノ要領ヲ分テ左ノ五課トス  
庶務、製表、賣藥、種痘、出納

明治九年四月廿七日（内務卿達）

衛生局各課ノ稱ヲ廢シ更ニ掛ト改唱ス  
庶務掛、製表掛、賣藥掛、種痘掛、出納掛

明治十三年四月日分課規定ヲ改正ス

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

本局ノ事務ヲ分チテ四課トナス  
 庶務課、醫事課、統計課、計算課  
 明治十六年一月十一日衛生局長ヨリ達  
 本局ノ事務ヲ分チテ五課二掛トナス  
 保健課、醫事課、照査課、報告課、庶務課、書記掛、試  
 験掛  
 明治十七年一月九日衛生局長達  
 本局ノ事務ヲ分チテ四課二掛トス  
 保健課、醫事課、統計課、會計課、編纂掛、書記掛

内務省

規格 D. 5.

裏面白紙

準刻局

準刻ノ事務ハ明治八年六月二十七日文部省ヨリ内務省第  
三局へ轉屬ス

準刻局處務順序假定（明治八年九月十五日）

第一條。準刻局ハ著譯圖書ノ出版ヲ勾檢シ其ノ板權免許  
ノ請願ヲ聽許シ之ヲ保護スルノ事務ヲ管理ス

第二條。局中ノ事務ヲ分テ四項トス

検査掛

編纂掛

書籍掛

受付掛

内務省

規格 3. 5.

裏面白紙

明治八年十月二十五日準刻局ヲ廢止シ其ノ事務ヲ圖書寮  
ニ於テ管理ス

内務省

規程第五

裏面白紙

圖書寮

明治八年九月二十八日圖書寮ヲ置ク

圖書寮ハ古今ノ圖書記録ヲ保存シ官民ノ著譯、圖書及出

版ヲ管知スル等ノ事ヲ掌ル

明治八年十月二十五日準刻局ヲ廢止シ其ノ事務ヲ轉屬ス

明治九年一月十二日事務章程ヲ改正シ其ノ事務ヲ支分シ

三課トナス

編纂課

出版課

諸務課

明治九年四月十七日圖書寮ヲ廢止ス

裏面白紙

内務省

明治九年五月二日内務省達乙第五十二號ヲ以テ圖書局ヲ  
 置ク  
 明治十八年六月二十五日局ヲ廢シ總務局中圖書課ヲ置キ  
 其ノ事務ヲ取扱シム

内務省

規格五五

裏面白紙

庶務局

明治八年五月三十日第二局第二課ヲ庶務課ト改ム

明治九年四月十七日庶務課ヲ改メテ庶務局トス

庶務局處務順序ヲ定ム（明治十二年八月七日假定）

第一款。議案掛

第二款。常務掛

第三款。編輯掛

第四款。受付掛

第五款。淨書掛

庶務局主管條件

一 府縣廳費及判任俸給ノ事

裏面白紙

内務省

規格 B 5

154

一 府縣會地方稅規則ノ事

一 備荒備蓄法ノ事

一 區町村會法ノ事

一 區町村協賑費ノ事

一 府縣廳會營繕ノ事

一 請願規則ノ事

一 徵發令ノ事

一 戒嚴令ノ事

右ノ外各局課ノ主務ニ非ラザル事件ヲ處分スルコト

明治十八年六月二十五日縣治局ト改稱シ處務條令ヲ定ム

内務省

規格 B-5

裏面白紙

155

内務省庶務課

明治七年一月十一日借ク、同年十一月十五日各局課ヲ改  
 置シ第一局トナス  
 當課ハ制限ノ主任トナシト雖モ凡ソ省中各寮ノ主任ニ非  
 ラザル事件ハ一切擔當シテ之ヲ調査商量スル所ナリ

内務省

規格 B 6

裏面白紙

社寺局

明治十年一月十一日太政官布告第四號ヲ以テ教部省廢止セラレ、其ノ所管事務ハ内務省ニ移管セラル

明治十年一月欠日内務省乙第二號達ヲ以テ内務省ニ社寺局ヲ置ク

社寺局ハ官社及一般神社、寺院及宗教ニ關スル事務ヲ管掌ス

明治十三年二月九日分課規定ヲ定メ五部トス

明治十六年十二月二十八日各部ヲ廢シテ三課トス

社務課、寺務課、庶務課

明治十八年六月二十五日處務條例ヲ改正シ三課ヲ廢シテ

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

第一部 第二部ノ二部トナス

明治十九年一月十六日 處務條例ヲ改正シ部ヲ廢シテ二課トナス 曰 神社課、寺院課

明治十九年二月二十六日 勅令第二號ヲ以テ社寺局官制ヲ定メ神社課及寺院課ノ二課トナス

内務省

規 格 11. 5.

裏面白紙

會計局

沿革

内務省開廳ノ際用度課ヲ置ク、明治七年十一月十五日第  
 四局第三課トナリ、明治八年五月三十日第四局トナリ、  
 明治九年一月七日又用度課トナリ、明治九年四月十七日  
 之ヲ會計課ト改稱ス、同年同月同日主計課ヲ廢シ其ノ事  
 務ヲ會計課ニ合併ス  
 主管、省中一切ノ金穀ヲ検査、出納シ各寮局勘定帳ヲ調  
 査總括シ省中常用ノ物品ヲ購求配渡及諸官員月給旅費等  
 ヲ支給シ修繕及省中ノ取締等ノ事務ヲ擔任ス、因テ本課  
 ヲ分チテ三科トナシ科外ニ受付ヲ置ク  
 検査掛

内務省

規格 B 5

裏面白紙

159

出納掛

金穀交付掛

受付

明治十年一月十九日會計課ヲ會計局ト改稱ス

明治十四年五月欠日處務分課條規ヲ定メ左ノ各課掛トナス

検査課。 調査掛、豫算掛、傳票掛、簿記掛

出納課。

支給課。

用度課。 調度掛、營繕掛、省中取締掛、庶掛

文書課。 庶務掛、受付掛、記録掛

明治十六年七月四日會計局分課條規改正、左ノ分課トス

内務省

規格 B 5

裏面白紙

局長付書記。書記掛、受付掛  
 検査課。調査掛、督務掛  
 主計課。豫算掛、決算掛、傳票掛  
 出納課。  
 收支課。第一部、第二部、第三部  
 用度課。綱度掛、營繕掛、省中取締掛、物件掛  
 文書課。庶務掛、報告掛、記録掛  
 明治十七年四月九日會計局分課條規更定、左ノ五課（十  
 一掛）ニ分ツ  
 一、庶務課。書記掛、記録掛、受付掛  
 二、検査課。

内務省

規格 B. 5

裏面白紙

一 主計課。 收支掛、豫算掛、決算掛、傳票掛  
 二 出納課。  
 三 用度課。 調度掛、營繕掛、省中取締掛、庶掛  
 明治十八年六月二十五日  
 會計局分課更定、左ノ如シ  
 庶務課。  
 第一部  
   主計課  
   收支課  
 第二部  
   用度課

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

管轄課

明治十九年一月十六日處務條例ヲ改正シ左ノ分課ヲナス

主計課。

用度課。

明治十九年二月二十六日勅令第二號ヲ以テ官制ヲ改正シ

左ノ分課ヲナス

出納課。

検査課。

用度課。

内務省

規格 B. 5

裏面白紙

博物館

深淵博覽會事務局ハ初メ太政官正院ノ所管ナリ、明治八年三月三十日博物館ト改稱シ内務省ニ轉屬ス

明治八年四月四日内務省達ヲ以テ博物館ノ位置ヲ第四局ノ次ト定ム

明治九年四月十七日博物館ヲ博物局ト改稱ス

内務省

規格 B. 5

裏面白紙

164

山林局

明治十二年五月十六日乙第二十一號ヲ以テ山林局ヲ置ク  
 山林事務ハ初メ大蔵省租稅寮地理課ノ所管タリ、内務省  
 ヲ置クニ及ビテ地理寮ニ屬シ此ニ至リテ局トナル、明治  
 十四年四月達第二十五號ヲ以テ農商務省ニ屬ス  
 本局ノ分課左ノ通定ム

本課、官林課、文書課、官林作業課

明治十二年五月 日

本課、官林課、文書課、計算課、作業課ノ五課ヲ置ク

明治十二年六月六日

官林、作業二課ヲ廢シ更ニ左ノ五課ヲ置ク但殖樹課ヲ計

内務省

規格 B. 6.

裏面白紙

算課ノ次ニ列ス

殖樹課、伐木課、運材課、運船課、出納課

明治十三年六月九日

殖樹、伐木、運材、運船、出納ノ五課ヲ廢ス

明治十四年四月七日官林事務ハ農商務省ニ屬ス

内務省

規格 B 5.

裏面白紙

監獄局

監獄局ヲ置ク（明治十二年七月十一日）頁三八八

囚獄懲役等ノ事務ヲ管理セシム

（備考）

囚獄懲役ノ事務ハ内務建省以來庶務課ニ於テ之ヲ掌リ、  
 明治七年十一月十五日局課ヲ改置スルニ至リ第二局第一  
 課之ヲ掌リ、明治八年五月三十日再ビ各局ヲ改置スルニ  
 至リ第二局ヲ第一局トナシ第一局之ヲ掌リ、明治八年十  
 一月二十五日又警保寮ノ主管トナリ是ニ至リ局ヲ設ケ之  
 ヲ專管ス

其ノ後警視局所管トナリ居タルニ明治十二年七月十一日

内務省

規格 P. 5.

裏面白紙

府縣囚獄ノ事務及集治監ノ事務ヲ監獄局ヘ引渡スコトト  
ナレリ

(監獄局ノ職制及事務章程) 明治十三年十月六日  
監獄局ヘ一般ノ未決已決監ニ關スル各廳ノ申請ヲ調査シ  
諸規則ヲ起草スルコトヲ掌ル、分課左ノ如シ  
庶務、會計、計表、受付

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

168

## 勸商局

## 沿革（内務省第一次年報節録）

明治二年二月二十二日各開港場ニ通商司ヲ置キ貿易ノ事務ヲ管理セシメ之ヲ外國官ニ屬ス、五月十六日會計官ニ屬ス、六月二十三日民部大藏兩省ヲ設ケラレ合同シテ民政ノ諸務ヲ管理スルニ當リ民部ニ屬ス、三年八月九日兩省事務分離ノ時ニ方テ大藏省ニ屬ス、四年七月五日同司ヲ廢シ從來ノ事務ヲ同省庶務課ト租稅司商稅掛トニ分屬ス、二十七日租稅司ヲ改メテ租稅寮トナシ商稅掛ヲ雜部課ト改稱ス、後勸業寮ノ廢セラル、ニ及ビテ其ノ事務ヲ雜部課ニ合シ之ヲ勸業課或ハ勸業課ト改稱スト雖モ商業

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

上ノ事務ニ至リテハ管理如故、七年一月内務省ニ勸業寮  
 ヲ置キ大藏省庶務課ニ屬スル商務ト勸業課ニ屬スル商務  
 トヲ移シテ其所管トス、九年五月十一日勸業寮ノ商務ヲ  
 分割シテ勸商局ヲ置ク  
 勸商局各掛擔當概則（明治九年五月日）  
 庶務掛兼書記  
 通商掛  
 考案掛  
 編纂掛  
 製品畫圖掛  
 報告掛

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

明治十一年十二月二十七日太政官達ニテ勸商事務ハ大藏  
省ニ移管、同年同月二十八日内務省達ニ第九十三號ヲ以  
テ勸商局廢止セラレ。

内務省

規程 B. 5.

裏面白紙

取調局

明治十一年九月十一日取調局ヲ置ク

主管、凡ソ本省主管ノ事務ニ係ル諸文書諸廻議書ノ法制

規則ニ關スルモノヲ議批ス

明治十七年一月二十三日内務省達乙五號ヲ以テ取調局ヲ

廢止ス

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

## 歴代内務大臣調

明治六年十一月二十九日

参議大久保利通ニ内務卿ヲ兼ネシム（明治政史第二〇六頁）

明治十一年五月十四日

大久保利通薨町區紀尾井町ニテ島田一郎等ノ爲メニ刺サル

明治十一年七月十五日

工部卿参議伊藤博文ニ内務卿ヲ兼ネシム（明治政史第三一四頁）

明治十三年二月二十八日

内閣ト諸省トノ分離行ハレ松方正義 内務卿ニ任ゼラル（明治政史第一三編第三

三五頁）

明治十四年十月二十一日

内閣参議ト各省行政長官トノ分任組織ヲ改メ再ビ兼任組織ノ制ニ復ス、参議山田

顯義ニ内務卿ヲ兼ネシム（明治政史第一四編第三七七頁）

内務省

規格 B. 5.

裏面白紙

明治十六年十二月十二日

參議山縣有朋ニ内務卿ヲ兼ホシム（明治政史第一六編第四五七頁）

明治十八年十二月二十二日

太政大臣、左右大臣、參議、各省卿ヲ廢シ責任内閣ノ制ヲ定メ山縣有朋ヲ内務大臣ニ任ゼラル（近代日本史明治篇）

明治二十一年十二月二日

内務大臣山縣有朋歐洲諸國巡遊ヲ命ゼラル同月三日大藏大臣松方正義内務大臣兼任ヲ命ゼラル（近代日本史明治篇）

明治二十二年十二月二十四日

内務大臣山縣有朋内閣總理大臣兼内務大臣ニ任ゼラル

明治二十三年五月十七日

海軍大臣西郷從道内務大臣ニ任ゼラル（近代日本史明治篇）

明治二十四年六月一日

宮中顧問官品川彌二郎内務大臣ニ任ゼラル（近代日本史明治篇）

内務省

裏面白紙

規格 B. 5

174

明治二十五年二月十一日

樞密院副議長副島種臣内務大臣ニ任セラルル (近代日本史明治篇)

明治二十五年六月八日

内閣總理大臣松方正義内務大臣兼任ヲ命セラルル (近代日本史明治篇)

明治二十五年七月十四日

農商務大臣兼司法大臣河野敏鐵内務大臣兼司法大臣ニ任セラルル (近代日本

史明治篇)

明治二十五年八月八日

井上馨内務大臣ニ任セラルル (近代日本史明治篇)

明治二十七年十月十五日

樞密院副官野村靖内務大臣ニ任セラルル (近代日本史明治篇)

明治二十九年二月三日

司法大臣若川顯正内務大臣兼任ヲ命セラルル (近代日本史明治篇)

裏面白紙

社會局

明治二十九年四月十四日  
板垣退助内務大臣ヲ命ジラル（近代日本史明治篇）

明治二十九年九月二十日  
樞密顧問官樺山資紀内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治三十一年一月十二日  
芳川顯正内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治三十一年六月二十日  
板垣退助内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治三十一年十一月八日  
西郷從道内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治三十三年十月十九日  
末松護澄内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治三十四年六月二十日  
内海忠勝内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

裏面白紙

社會局

明治三十四年

176

明治三十八年七月十五日  
臺灣總督兒玉源太郎内務大臣兼臺灣總督ニ任ナル（近代日本史明治篇）

明治三十六年十月十二日  
内閣總理大臣桂太郎内務大臣兼任ヲ命ラル（近代日本史明治篇）

明治三十七年二月二十日  
芳川鏡正内務大臣ニ任セラル（近代日本史明治篇）

明治三十八年九月 日  
農商務大臣清浦奎吾内務大臣兼任ヲ命セラル（近代日本史明治篇）

明治三十九年一月七日  
原敬内務大臣ニ任ラル（近代日本史明治篇）

明治四十一年十月十四日  
平田東助内務大臣ニ任ラル（近代日本史明治篇）

明治四十四年八月三十日  
原野内務大臣ニ任ラル（近代日本史明治篇）

裏面白紙

社  
會  
局

明治三十八年

大正元年十二月二十一日  
 大浦兼武内務大臣ニ任セラルル（近代日本史大正篇）

大正二年二月二十日  
 原敬内務大臣ニ任セラルル（近代日本史大正篇）

大正三年四月十六日  
 内閣總理大臣大隈重信内務大臣兼任ヲ命セラルル（近代日本史大正篇）

大正四年一月七日  
 農商務大臣大浦兼武内務大臣ニ任セラルル（近代日本史大正篇）

大正四年七月三十日  
 内閣總理大臣大隈重信内務大臣兼任ヲ命セラルル（近代日本史大正篇）

大正四年八月十日  
 文部大臣一木喜徳郎農務大臣ニ任セラルル（近代日本史大正篇）

大正五年十月五日  
 後藤新平内務大臣ニ任セラルル（近代日本史大正篇）

裏面白紙

社  
會  
局

昭和十一年

178

大正十年四月二十二日  
 水野錬太郎内務大臣ニ任セラルル（近代日本史大正篇）

大正七年九月二十日  
 床次竹次郎内務大臣ニ任セラルル（近代日本史大正篇）

大正十年十一月十三日  
 床次竹次郎内務大臣ニ任セラルル（高橋内閣）（近代日本史大正篇）

大正十一年六月十二日  
 水野錬太郎内務大臣ニ任セラルル（近代日本史大正篇）

大正十二年九月一日  
 後藤新平内務大臣ニ任セラレ（近代日本史大正篇）

大正十三年一月七日  
 水野錬太郎内務大臣ニ任セラルル（近代日本史大正篇）

大正十三年六月十一日  
 若槻禮次郎内務大臣ニ任セラルル（第一次加藤高明内閣）（近代日本史大正篇）

社 會 局

昭和 11 年

裏面白紙

大正十五年一月三十日  
 内閣總理大臣若槻禮次郎内務大臣兼任ヲ命テラル（近代日本史十正篇）

大正十五年六月三日  
 大藏大臣濱口雄幸内務大臣ニ任テラル（近代日本史大正篇）

昭和二年四月二十日  
 鈴木大藏三郎内務大臣ニ任テラル（近代日本史昭和篇）

昭和三年五月四日  
 内閣總理大臣田中義一内務大臣兼任ヲ命テラル（近代日本史昭和篇）

昭和三年五月二十三日  
 源信十臣望月圭介内務大臣ニ任テラル（近代日本史昭和篇）

昭和四年十月二日  
 安達謙藏内務大臣ニ任テラル（時事年鑑第一四四頁）

昭和六年十二月十三日  
 中橋徳五郎内務大臣ニ任テラル（時事年鑑第一四四頁）

社  
會  
局

裏  
面  
白  
紙

昭和六年

120

昭和十年二月 日

内閣總理大臣犬養毅内務大臣兼任ヲ命テラルル（陸事年鑑第一四四頁）

昭和十年三月 日

司法大臣鈴木喜三郎内務大臣ニ任テラルル（陸事年鑑第一四四頁）

昭和十年五月二十六日

山本達雄内務大臣ニ任テラルル（陸事年鑑第一四四頁）

昭和九年七月八日

後藤文夫内務大臣ニ任テラルル（陸事年鑑第一四四頁）

昭和十一年三月九日

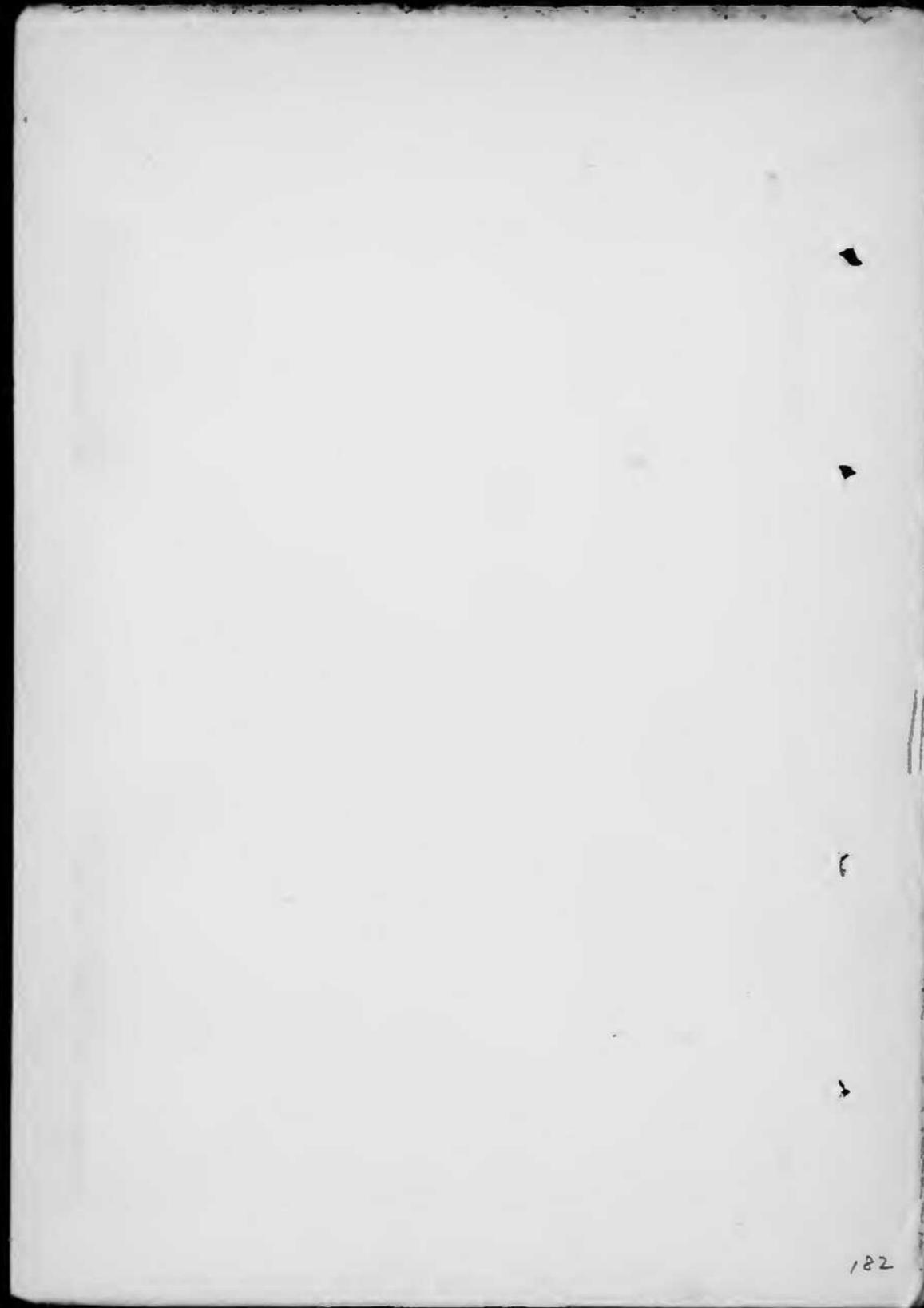
湖蕙之輔内務大臣ニ任テラルル（陸事年鑑第一四四頁）

裏面白紙

社會局

昭和十年

181



182

